

平成28年第9回平取町議会定例会（開会 午前 9時30分）

議長

おはようございます。ただいまより平成28年第9回平取町議会定例会を開会します。直ちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、4番中川議員と5番藤澤議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、12月6日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。本日招集されました第9回町議会定例会の議会運営等につきましては、12月6日開催されました議会運営委員会におきまして協議し、会期につきましては、本日12月14日から明日12月15日までの2日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮りをお願いいたします。

議長

お諮りします。ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日12月15日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日から明日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの、平成28年10月分の出納検査結果報告、また、各一部事務組合議会に関する報告があり、その写しをお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について、配付資料のとおり報告いたします。以上で諸般の報告を終了します。

日程第4、行政報告を行います。1点目として、要望経過報告について、2点目、日高地域と東京都文京区の連携・交流について、町長。

町長

それでは1の要望経過報告についてご説明を申し上げたいと思います。要望項目、ホッカイドウ競馬に関する要望であります。要望先は北海道知事、北海道議会議長、北海道農政部ほかでございます。要望月日は12月9日、要望者は北海道日高町村会・日高総合開発期成会として、要望をしております。ホッカイドウ競馬につきましては、平成20年策定の北海道競馬改革ビジョン、さらには、平成23年度策定の北海道競馬推進プランに基づきながら、産地競馬の開催、フルナイター化、強い馬づくりに向けた屋内調教用の坂路の整備など全国一の軽種馬生産地の特色を活かした事業に取り組みされた結果、平成25年度以降、単年度収支の黒字化が達成されました。また本年は3月に策定をされま

した第2期の北海道競馬推進プランに基づきながら、高画質な映像の提供、さらには照明のLED化などに取り組まれた結果、発売額が18年ぶりに200億円を超えまして、4年連続の黒字化が見込まれているところでございます。今後ともホッカイドウ競馬の持続的な発展をするためにも、競馬事業で生じた収益につきましては、老朽化が進む施設整備の計画的な整備等に活用するように強く要望をしたものでございます。以上で要望経過報告を終わります。続きまして、2点目の、日高地域と東京都文京区の連携・交流について、これについては別紙1の資料をご覧をいただきたいと思っております。このことについては、読んで報告に代えさせていただきたいと思っております。11月16日(水)東京NHKホールにて全国町村長大会が開催されました。これに合わせまして、管内7町長、山口日高振興局長で成澤文京区長を表敬訪問し、日高町村会・7町と文教区が、今後、連携・交流をすることを確認いたしました。今回の文京区長表敬訪問の経緯を申し上げますと、北海道町村会では、「道内町村(広域)と東京23区」との連携を組織決定し事業展開しております。この事業展開の背景は政府が平成26年末に閣議決定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、国と地方が一丸となり、地方創生の実現に向けた取り組みが進められていることとございます。中でも、「地域間連携」については、地方創生の主要施策のひとつに位置付けられ、道内町村においても新たな連携施策の展開等を検討していくことが重要と考えられているところでございます。昨年6月、東京にて、「北海道町村会役員(14地区町村会長)と特別区長会の役員等の意見交換会」が開催され、特別区長会の西川会長(荒川区長)、北海道町村会から14地区町村会長、そして内閣官房まち・ひと・しごと創生本部から山崎地方創生総括官らが出席し、道内町村(広域)と東京23区との交流・連携により、都市と地方の「人、もの、財」の新たな流れを創り、双方にとって距離は遠くても、地方創生をともに考え、新たな地域活性化の波を誘発させることなどを目的に、道内町村(広域)と東京23区で構成する特別区長会が連携・交流に取り組むことが確認されております。これらを踏まえまして、今年4月26日に、北海道町村会と東京23区で構成する特別区長会は東京都内で「連携協力に関する協定」を締結いたしました。協定では、特別区長会と北海道町村会が、多面的な連携・協力を推進し、地方創生の新時代に向けて東京23区と道内町村(広域)が共に発展・成長しながら共存・共栄を図っていくことを目的としております。こうした中、日高町村会として、連携・交流区を模索していたところ、文京区では明治時代ゆかりの文豪である夏目漱石や樋口一葉等を縁とした都市との交流、区内の19大学(東京大学、中央大学、順天堂大学等)との連携等々、歴史・伝統・文化に育まれた区として、文(ふみ)の京(みやこ)として、町づくりを推進していることを知り、町長会議で検討の結果、文京区に連携・交流を打診することとなり、このたび成澤文京区長を表敬訪問したところです。表敬訪問の結果、連携・交流を推進することを確認をいたしました。文京区の概要について申し上げます

と、位置的には東京23区のほぼ中央にあり、面積約12平方キロメートル、人口約21万人と23区の中では小さいほうであります。区内には19の大学があり、東京大学をはじめ、ほとんどの大学と連携協力の締結をしており、積極的に大学との連携協力を推進しております。区役所は「東京ドーム」に隣接しており、湯島天満宮の梅まつり・菊まつり、根津神社のつつじまつり、傳通院、源覚寺の朝顔・ほおずき市等が有名であります。今後、具体的な連携・交流展開を推進していくこととなりますが、今回の交流のキーワードは単一の町村ではなく複数の町村単位、広域で交流展開することがポイントであります。まずは、一步一步できることから展開し、「物の交流」から将来的には、「人の交流」へと発展していけるような取り組みを目指してまいります。東京23区との連携・交流につきましては、すでに北海道内14地区町村会の内、8町村会が東京23区との取り組みを行っております。今後、日高地域と文京区の連携・交流が推進されますことをご報告いたします。以上でございます。

議長

次に教育行政報告について。教育長。

教育長

それでは、本年9月定例議会以降における諸般の教育行政につきましてご報告をいたします。資料の別紙2の次のページをご覧くださいと思います。次のページの裏表が広報びらとりの12月・1月号で掲載される部分になります。1点目の平成28年度全国学力・学習状況調査結果についてでございます。本年4月19日に実施されました全国学力・学習状況調査にかかわる、北海道全体及び管内別の結果が11月28日に北海道教育委員会より結果報告が出されたところでございます。本年度における学力・学習状況調査にありましては、文部科学省が全国の小中学校を対象に、悉皆調査方式により、国語、算数・数学の2教科につきまして主として知識に関する問題と主として活用に関する問題が出題され、調査が行われたところでございます。都道府県での平均正答率の結果につきましては9月に公表され、その結果といたしまして、北海道全体の国語A、B、算数・数学A、Bの各科目平均正答率と全国の差は、小学校国語Aでマイナス1.9ポイント、同じく小学校国語Bではマイナス1.8ポイントとなっており、小学校算数Aではマイナス2.3ポイント、算数Bではマイナス2.7ポイントとなっております。中学校国語Aではマイナス0.5ポイント、国語Bでマイナス1.5ポイントとなっており、同じく中学数学Aではマイナス0.4ポイント、数学Bでマイナス0.8ポイントとなっております。昨年との比較では小学校では4科目中2科目において差が縮まり、1科目で昨年と同じ、1科目で差が広がった状況でございます。中学校におきましては4項目中2科目で差が縮まり2科目で差が広がった状況となっております。全体としては都道府県別、4科目平均正答率で北海道は中学生が32位、小学生については46位、栃木県と並んで最下位となり、依然として全国的にみて低い状況でありますけれども全国との差は縮まってきているとの道の見解

でございます。また道内の管内別の結果におきましては日高管内全体の平均正答率はすべての科目において全道平均を下回った結果となっております。平取町の状況につきましてはすでに新聞等での報道もありましたが、小学校では全国の平均正答率と比較して、国語Aではやや低い、国語B、算数A、Bともほぼ同様であり、全道との比較では国語Aでほぼ同様下位、算数Aでほぼ同様、国語B、算数Bでほぼ同様上位となっております。中学校では全国平均と比較して、国語A、数学Aともにほぼ同様、国語B、数学Bともにほぼ同様上位との結果となっております。日高管内全体との比較におきましては小中学校ともすべての科目において管内平均を上回っており、特に中学校の国語B、数学A、Bは相当高いという結果でございました。平成28年度における調査結果につきましては以上説明したとおりでございますけれども、経年比較として、平成25年に小学校6年生で調査を受けた子どもたちが、今年度中学校3年生で調査を受けております。平成25年度のときに国語Aではマイナス8ポイントあったのが今回中学校3年生で差がゼロとなっております。国語Bではマイナス8.3ポイントありましたが今回はプラス2.4、算数Aでマイナス5ポイントが数学Aでは差がゼロ、算数Bではマイナス6.6ポイントあったものがプラス2.2ポイントとなっており、かなり学力がついてきている状況でございます。教育委員会としましては今後も引き続き学校、家庭、地域と連携した学力向上に向けた取り組みの充実と推進を図ってまいりますので、ご理解を願います。また、次の資料ですけれども、これにつきましては、昨年まで平取町は結果の公表を行っておりませんでしたけれども、今年から結果公表を行うということで出されている部分でございます。表のほう1枚目のほうが町内の小学校の状況及び学力向上策となっております。裏のほうが町内の中学校の状況及び学力向上策というふうになってございまして、今年度、北海道内179市町村のうち、公表を行ってる市町村については167市町村ということで、全体の93%が公表を行っているというようなかたちになってございます。次に、2点目の平成29年度新入学児童に係る就学時健診等の実施について説明をいたします。本年10月12日に、平成29年4月に町内小学校に入学を予定している児童の健康診断等を実施をいたしました。来年度は現在45名の児童が入学予定となっておりますが、学校別に紫雲古津小学校6名、平取小学校24名、二風谷小学校3名、貫気別小学校9名、振内小学校3名となっております。実施しました健康診断等の内容につきましては、内科検診のほか、視力、聴力、歯科の各検査を行うとともに、発達状況を調べるスクリーニング検査をあわせて実施をしております。教育委員会におきましてはこの健診等を通じたなかで、児童一人一人の様子を確認し、状況によりましては保護者と就学にあたっての相談等を行うとともに、今月の5日に開催しました平取町教育支援委員会の協議結果等を踏まえ、児童に対し必要とする教育支援並びに、環境等を整えていきたいと考えております。以上、本年9月定例議会以降におけます諸般の教育行政にかかわる報告とさせていただきます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。11番千葉議員を指名します。

11番千葉議員。

11番  
千葉議員

11番千葉。本日は包括連携協定の推進と今後の課題について、しっかりと質問を重ねてまいりますので有意義な答弁を期待いたしております。町は将来のまちづくりを見据えながら、あるいは地域の振興を見据えながら、2014年から2016年にかけて、最初には北海道大学大学院農学部との関係でございますけれども、包括連携協定の調印をいたしております。その次ですね、2016年に入りましてからは、民間であります株式会社まちづくりプロジェクト、そしてもう1大学であります立命館大学、慶祥高校、慶祥中学校との包括連携協定書に調印をいたしてまいりました。平取町はこの連携協定先と今後どのようにかわりを持ってまちづくりに取り組もうとしているのか、連携協定結んでくることの趣旨は私も非常によく理解をいたしておる1人であるというふうに思っておりますが、特に2大学、それから、民間であるIT関連の会社でありますまちづくりプロジェクト、それぞれについて今後の課題を含め、推進のあり方を尋ねてまいりたいというふうに思っております。まず最初に、一番最初に調印をいたしました2014年8月26日ですか、調印の北海道大学大学院農学研究院、そして大学院農学院大学農学部についてですね、基幹産業であります農林業を中心とした地域振興推進についての連携協定と大まかに言うとそういうことでうたっておりますが、その中には平取町が抱えるさまざまな問題、課題も含まさってまちづくりに相応いような影響を受けながら、大学の持つノウハウを活用しながら、進んでいこうとする姿勢は私にはよく理解できますけれども、特に高齢化の問題や農業人口減少に直面している平取町としてですね、どのような連携協定推進のあり方が望ましいと考えているのか、今のところ具体策というのは私のほうには見えておりません。できる限りこの点について北大との連携の具体的な答弁を求めたいと思います。また、2年を経過、すでにしておるわけでございますけれども、活動の実績、その2年何か月間かの間の活動の実績や成果もあわせて伺ってまいりたいと思います。まずは北大の関連でご答弁を求めたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、平成26年8月26日に北大農学研究院と平取町の間で調印をされました。正式名称ちょっと長いんでありますけれども、国立大学法人北海道大学大学院農学研究院大学農学院及び農学部と平取町の連携協定、これについてお答えをしたいと思います。まず最初に、連携協定推進のあり方についてであります

が、現在取り組んでおります農協青年部による農産物加工品の販売PR活動である北大マルシェや、大学院生のファームステイによる、農業研修の実施・調査研究などで、人的交流から未来の人材育成へ結びつくというふうを考えております。また各種調査研究活動への協力や、特に今般土壌病害の抑制などの研究要請を進めるなかで、農学関連技術の発展、地域の持続的発展に結びついていくものだと考えております。さらに今後、今までの調査研究の発表を町内で行うということのなかから、地域課題の解決方法を検討してまいりますし、現在進められております国際競争力強化に向けた、黒毛和種短期肥育技術の開発プロジェクトへの協力を進める上で、将来びらとり和牛のコスト削減による農家経営の安定が図られるものだと考えております。研究成果につきましては、短期間で得られるものではなく、人的交流も多くの方が時間が必要とされるもので現在進めている事業を継続することで将来の平取町の農業の一翼を担う協定であるというふうには考えております。続きましてこの2年間の実績と成果であります。農学関連技術の発展に関することといたしましては、柳村農学博士のゼミナール生による平取町調査研究を平成26年度においては、農協及び5戸の農家へ聞き取り調査を行っておりますし、27年度には同じく17戸の農家への聞き取り調査を実施しました。28年度においてはそれらに基づきまして、来月研究成果の発表会を予定しているところであります。人的交流、人材育成に関することにつきましては、先ほど述べました北大マルシェへの参画であります。普段は消費者であります大学院生が農作業実習を通し生産者の立場に触れ、それぞれの視点から、食への考え方を改めて学ぶだけではなく、農家が直接販売をすることで生産者と消費者の情報交換の場として、成立をしているというふうには考えております。平成26年度は4人、27年は5人、28年は6人の農協青年部の部員の方が参加をし、消費者との交流だけではなく、他の地域の生産者との交流も行っております。さらにファームステイによる農業研修につきましては、平成27年度は4戸の農家へ6名の大学院生が、28年度は5戸の農家へ10名の院生が農業研修を通じて農家と大学院生の人的交流を通じて人材育成を図ってまいりました。また同時期に町内小中学校においては、補充学習を大学院生がサポートをしております。これらの取り組みによりまして、農村資源の活用、地域の持続的発展に側面から寄与しているものと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議長

11番千葉議員。

11番  
千葉議員

今崎広課長のほうからご答弁をいただきまして、結構幅広くこう、いろんな交流を含めて、一生懸命やってくれてるんだというのが改めてわかったわけでございます。ただし私もよく聞かれるんですけど連携協定は週報やなんかにも協定結んだよってということは発表されてましたけど、意外とその農政の部分とか農業経営者の部分では浸透してると思うんですけど一般町民の方ですね、今

言われたようなかたちのなかでこういうことやってるんだなっていう情報提供はあまりこうよくわからない、部分が少しあるのかなというふうに捉えておりますけども、すごくいい取り組みで、今後にも期待が繋がるような取り組みいっぱいしてるわけですけども、その辺の情報提供のあり方、あるいは今後の課題として私とらえてるんですけども、まちづくりのためにはこういった活動してますよっていう、一般的な言い方で言うと、広報活動をきちっとやるべきかなというふうに思ってますけど、その辺の取り組みについてはどのようにお考えになってるか、お答えいただきたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

情報提供活動が不足してる、実際農家の皆さんとの交流の場はありますけども、一般の町民の方との交流の場が少ないのは、事実だと思っております。今、この2年間の研究成果の発表を来月予定をしておりますので、それらにつきましては、当然一般町民の方も参加できるような会場で発表会をやりたいというふうに考えております。残り広報活動につきましては毎月の広報等を通じながら、何らかのかたちで情報提供できるような方法を模索してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

ぜひ2年間その成果も含めて期待をしております。よろしく願いしたいと思っております。それでもう1点この北大の関連なんですけど、一番最初は大学のほうとですね、包括連携協定書調印したわけでございますけど、その時点で当時今副町長されてる遠藤副町長がまちづくり課の課長時代、振内の営林署の跡地含めてですね、いわゆる滞在していただくための施設として営林署の建物を活用ということで、これも大変私画期的な取り組みで、いい判断なのかなというふうに思ってますけども、実際1年間2年間通して泊まりがけで研修できた個別の農家に6名とか、10名とか研修できた実績があるわけですが、そのときはその建物多分活用しているのかなというふうに捉えてますけども、できればですね、この建物の活用のあり方、もっともっと普段から関連する事業、あるいはその基幹産業のみならずっていうことでも考えているわけでございますけども、実績としてどのぐらいの日数泊まってどうだったのかっていうこと、あまり詳しくでなくても、雑駁で結構ですので、活動している、そこの宿舎含めてですね、建物の利用の仕方はどうなのかってことはちょっと伺っておきたいと思っております。

議長

産業課長。

産業課長

振内のサテライト住宅の件でありますけども、北大農学研究院との連携事業におきまして、研究等を目的に平取町に一時滞在をする者が利用する住宅というかたちで設置をさせていただきました。旧営林署の職員住宅を利用しながら、平取第1サテライト、第2サテライトというかたちで、2戸の住宅を利用しているわけでありまして、その利用状況につきましては、北大生が農業研修に来るときに、ファームステイが困難な場合、そちらに宿泊をする。また、調査研究に来たとき、聞き取りに来たときについては冬季間そこに宿泊をし、宿泊という言葉がいいかっているのはあるんですけども、研究活動として利用させてもらっているというようなかたちになっております。また今年はおーストラリアからインターンシップの方が北大を通じながら1月間振内の農家のところで研修をやっておりますので、そういったような利活用をさせてもらっております。若干苦しいところが宿泊施設という登録をしておりますので、サテライト、あくまでも研究活動と、研究活動の建物というかたちで登録しておりますので、使い方につきましては慎重にやっていかなきゃならないというところがありますけども、特に農業研修等々につきましては、積極的に使っているのが現状であります。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

そうですね私の尋ね方も宿泊所みたいな感じでとらえたわけで、非常に私の言い方まずかったかなというふうに思っておりますが。有意義に活用していただきたいというふうに思ってます。それともう一つ旧営林署のいわゆる事務所として使ってた本庁舎のあり方、今改めて平取町の財産というかたちで購入したわけでございますけど、これらも含めてですね、今後の活用方法、とくにせっかく連携協定結んだかたちのなかで、私は活かしていただきたいな、地域に住む人間としても私は活かす方法で捉えてもらいたいというふうに考えているわけですが、そちらのほうはこの包括連携含めて、あるいはその地域の基幹産業の振興含めて、活用方法、大学とのことはちょっと頭の中にあるのかどうなのかその辺、さしきわりないところでお伺いしておきたいと思っております。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。千葉議員の前回の常任委員会の中でも旧振内営林署庁舎の再活用というようなことご質問いただいたというような経緯ございまして、今回、旧署長住宅と土地ですね、それも財務局の意向等もありましてぜひ取得したいというふうに考えておまして、あの辺をやはり連携のみならず、例えば移住定住にかかるような事業等に関して活用できるような施設にならないかなというようなこと、まだ漠然とした思いでありますけども、そういうものがございますし、旧営林署の官舎につきましては改めてちょっと現地を見たという

こともありまして、ただやはりかなり老朽化も著しいということもあって、どのようなかたちで利用できるかというのは今後検討しなければならないのかなというふうに考えておりますので、ぜひその連携なり、そういったものを含めて再活用できるようなことも検討していければなというふうに考えてございます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

もう1点北大関連の連携協定について伺います。今の遠藤副町長のご答弁の中にはまだまだこれからいろいろとやっていかなくちゃいけない下ごしらの分というのがある、それには当然費用もかかってくる部分もあるので、期待をしつつもですね、費用対効果が得られるような施設としてですね、何とか頑張ってもらいたいなというふうに思っております。それでもう1点なんですけども、町民の方から、この北大の連携で、実は唯一話題になってたのが北大生による学習サポートというんですか。これが何回か開かれたようなんですけども、私どももう小さい子どもも学生もいない家庭にとっては、どうだったのかな、中身についてもしお知らせあるいはお答えできることありましたら教育長あたりからご答弁いただきたいと思っておりますけどいかがでしたでしょうか。

議長

教育長。

教育長

千葉議員の質問にお答えしたいと思います。北大との連携協定の中でですね、人的な部分ですとか、教育文化の関係でも連携協定をしていくということで、教育委員会として、北大生が来た際に夏期休業期間中、冬期休業期間中に各町内の小・中学校とも補習学習をやっておりますので、その場に大学院生行ってもらって、サポートしていただくというようなかたちで、27年の夏休み、あと27年の冬休み、28年度の夏休みに各小中学校に大学院生に行ってもらって補習授業のサポートをやってもらってるような状況になってます。又は今年の8月、夏休み中には、平取高校のほうにも行きまして、高校生の進路相談にのってるということで、平取高校生の中でぜひ北大に行きたいという子どもたちがいましてですね、大学院生が高校時代にどのような勉強してたかとか、あと札幌でどのような生活をしてるかというような話、相談をしているような状況になってございます。また、本年の7月には平取中学校の2年生が、見学旅行というんですか、で、北大のほう訪れまして、実際に大学の講義を聞いたり、施設内を見学したりというようなことで、北大のほうにもお願いをしまして、教授による北大の紹介等も行ってもらってるというような状況になっております。また先ほど産業課長から話ありましたオーストラリアシドニー大学から連携協定を通して平取町で農業のインターシップを受けたということで、10月の3日から1か月間、振内地区に滞在しておりまして、その際に振

内中学校、振内小学校、また平取高校の高校生と交流を深めたというなかたちで、各学校からは非常に子どもたちも交流を歓迎して、大いに効果があがったというふうに話を聞いております。また学習サポートの部分についても中学生等からは年齢が近いということもあって非常に親しみやすくわかりやすく教えてもらえて、大変よかったというような評価をいただいておりますので、今月、来月の冬期休業中にも来てもらえるように今交渉しているところでございます。次年度以降についても、できれば夏期休業中に一定期間、大学院生等、また北大の農学部にかかわらず、教育学部とか、先生を志している学生さんに来てもらってそのような学習サポートを長期間にわたって平取町の子どもたちの学習サポートにもなりますのでそういうところも今検討している状況になってございます。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

ぜひ実は親御さんにとっても、実際学習サポートをしてくれた子どもたちにちょっとお話し聞いたんですけど、非常に有意義だったというお話ですね、これからも継続してぜひ実施して1人2人でも、ぜひ北大のほうにですね、合格してもらえるようなかたちをとれば非常に結構な話かなというふうに思っておりますので、日常の学習サポートまたこれからも継続してほしいなというふうに思っております。それで、北大との連携に当たりまして協定書を交わしているわけですが、その3項にあります北大農学研究院と平取町は前項の実施に伴い相互の協力の形態、協力による成果の利用条件などについて協議するため、連携事務局を設置するとあるわけですが、連携事務局は北海道大学大学院農学研究院長及び平取町長のそれぞれ指名する職員により構成するものとあるんですけども、このメンバーも確定してすでに連携協定の条項にあることを進めているのかどうなのか、そのことについて伺いたいと思います。

議長

産業課長。

産業課長

はい、連携協定の連携事務局員につきましては、それぞれが指名というかたちになっておりますので、北大からは柳村先生以下、5名の先生に参加をいただき、平取町からは指導農業士の川上さんをはじめ、私ども行政スタッフ6名をあわせて11名で現在、事務局を担っております。同じく事務局の運営委員会といたしまして、地元で川上さんを中心に農協の職員、それと役場職員スタッフ12名で事務局運営委員会を開催をし、その年の運営の方法等について、協議をさせてもらっているところであります。

議長

千葉議員。

1 1 番  
千葉議員 今川上さんとお名前出てきたんですけど、これはあれですか、農業を中心とした取り組みでということで、スタートしたんですよね。

議長 産業課長。

産業課長 すいません。川上さんにつきましては道の指導農業士という立場で入ってもらっておりますし、農業士というところにおいて、メンバーに入ってもらってるところであります。

議長 千葉議員。

1 1 番  
千葉議員 あまりよくその構成する、指名する職員によって構成ということで今初めて伺ってわかったというのが実情でございますけども、そういったこともですね、やっぱり情報提供の一つとしてどんどんやっぱりやったほうがいいと思うんですね。できれば、今もう SNS の時代ですから、ホームページでこういった活動してるよっていう部分もですね、私はせっかく連携協定結んできた大学あるいはその民間もそうですけども、どんどんどんどん発信していく。で、できれば地方版で結構ですので、こういった取り組みで今こういった方向に向かってるよっていうことも含めてですね、新聞の記事、話題になれば、もっともっとお互いの知名度も上がってくるし、町民に対する取り組みの理解にもつながってくると思いますのでその辺のことについてどのように今後考えてるのか伺います。

議長 産業課長。

産業課長 ホームページにつきましてはまだアップしておりませんので、メンバーまでということですけども、それらについても、ホームページを利用しながらメンバーを紹介し、どのような運営になってるのかってというのはわかるようなかたちで流していきたいと思います。また当然オープンで開かれている会議ですので、いついつどのような会議をやるというのをホームページなどでアップをしながら、参加をしていただけるようなかたちに流したいなと思います。あわせて新聞等報道機関の有効利用ということですので、事業のあるときには必ずプレスリリースをしながら、有効活用してまいりたいと考えております。

議長 千葉議員。

1 1 番  
千葉議員 わかりました。期待をしております。よろしく申し上げます。それでは、次の2番目の2016年8月10日、今年の8月10日調印いたしました立命館大

学、慶祥高校、慶祥中学校についてですね、質問をしていきたいと思います。大学としては2校目ということでございます。それで地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とした連携協定とありますが、特に立命館大学の場合、連携結んだのがですね、経済学部との協定調印ということなんで、町としてどの分野で具体的な連携を目指していこうとしてるのか、ちょっと私には残念ながらまだ見えてこないんであります。まだ8月の調印ですから日数もたっていないわけでございますけども、今後の取り組みや推進方法についてどのようにお考えになってるのか、お伺いいたします。

議長

まちづくり課長。

まちづくり  
課長

それでは私のほうからただいまの千葉議員のご質問にお答えしたいと思えます。立命館大学の経済学部、それから立命館慶祥中学校、高等学校との連携協定につきましては、本年8月10日に連携協定を結びまして、協力する事項といたしましては、産業の振興それから教育文化、研究、スポーツの振興発展、三つ目に健康科学、地域福祉、四つ目として環境保全、生活環境の向上、五つ目として人材育成、六つ目としてまちづくり、七つ目としてその他当事者が協議して必要と認める事項ということで七つの項目をうたっております。立命館大学経済学部との連携内容につきましては、ただいま、千葉議員申し上げたとおり経済学部ということではありますけれども、内容的に立命館大学の意向としましては、食に関することだとか、農業分野に関することについての連携ということでしたという意向がございます。立命館大学では、学生が平取町内におきましてフィールドワークによって、農業実習や農業経営を実際に肌で学ぶというようなことを体験することによりまして、学校で勉強しているゼミや講義で学んだことと対比しまして、農業問題の認識を深めるということを期待して、うちの町に来たいというようなことでございます。また当町におきましては、そういう大学生がこちらに来たときに当町の子どもたちとの交流を深めてもらうことによりまして、うちの町の子どもたちが将来の目標をみつめるきっかけになるのではないかなというふうに考えております。また慶祥中学校、高等学校におきましては、主にアイヌ文化の学習などについて当町で行いたいという意向がございます。アイヌ文化の普及啓発の観点からも積極的に協力して、そういう子どもたちに対して、いろいろとアイヌ文化の普及啓発をしていきたいなと思っています。ほか、当町といたしましては、今後は立命館大学や慶祥高校の人的資源といえますか、先生たちを活用させてもらえればなということを考えておりまして、今後各種委員会などに参画してもらったりですね、あと人材育成、それから6次化などによる農作物の付加価値化、それから地域福祉の推進活動などに協力してもらえばいいなというふうに考えておりますけども、まだこれから今後ですね、具体的にいろんな面で検討していきたいと考えております。それから現在、経済学部ということなんですけども、立命館大

学のほうであと2、3年後に学部の再編というのをちょっと考えているようで、そのなかで2、3年後に食科学部っていうのを創設するっていうお話を伺っております。そのときには連携先をちょっと変えたいというお話も伺っておりますので、そのときはまた、議会のほうに報告したいと思っておりますのでよろしくお願いたします。以上です。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

立命館の場合は大学は当然京都のほうにありますし、慶祥高校、中学校は道内にあるわけでございますけども、その辺はちょっと距離的なこともちょっと気にはなってるんですけども、当然お互い行ったり来たりするためには費用も結構大学の場合はいるのかなというふうに思ってますけども、その辺は調整しながらですね、ぜひせつかく協定を結んだわけですから、深いかかわりを持って平取町の場合はまちづくりにぜひ活かしていただきたいなというふうに思っております。ただ北大のほうとですね、それから立命館大学のほうとの連携協定書、調印したやつをよくよく見てみたら、北大は3年間で明記してるんですけども、調印したときに、3年間。立命館の場合は平成30年3月31日までというふうに明記してあるわけですがこの違いはちょっと理解できないんですけども、例えば大学あたりとの連携なんか同じ条件で同じスタートで同じ期間を目標として連携協定に調印ということで単純に私はそれでいいと思うんですけどそれは何か意図があつてのことか、中身をご答弁いただきたいと思っております。

議長

まちづくり課長。

まちづく  
り課長

お答えいたします。その協定の期間についてはですね、立命館については、一応立命館大学との話し合いの中で向こうのほうと一応2年程度というようなことで結んでおりますけども、何もなければ引き続きということで、1年間ということで協定書の中ではうたっております、北大との整合性というのは特にってはおりません。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

ということは立命館に対しては例えばこの平成30年3月31日までで延長でまた再度調印するということになれば、また2年間という考えでこれは相互の話し合いにもよると思うんですけども、という考えでいくのか、北大のほうは3年間経過した場合、継続していく場合はまた3年間するのか、その辺の整合性をきちとなってるのか、お答えいただきたいなというふうに思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長 ちよっと北大のほうの協定書持ってきてないのでお答えできないんですけども、立命館大学のほうの協定書は平成30年3月31日までということであってございますけども、その後お互いに何もなければ、1年間、延長すると。そしてさらに何もなければ1年間ということ、毎年1年間、1年間ということ、協定を結んでおります。北大についてはたぶん産業課長のほうでお答えいただけたらと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 産業課長。

産業課長 北大のほうにつきましても、ほぼ自動更新に近いようなかたちで、双方異議申し立てがなければ自動更新というかたちで継続というかたちを考えております。

議長 千葉議員。

11番 千葉議員 そうですね、自動更新とあって今言葉出たんですけども私やっぱり連携深めていくためには、当然のことながらですね、こんな単年度とか、2年先とあっていうことではなくて平取町にとっても例えば5年先とか10年先を見据えたまちづくりというのを当然目指しているわけですので、本来はやっぱりもうちょっと期間のあり方とか、更新して調印するあり方、もう少し精査して投資的なもので私あっていいのかなと思ってますんでその辺今後の課題としてぜひとらえていただければなというふうに思っております。それと立命館の高校と中学校の部分で先ほどのご答弁にもありましたけども、アイヌ文化の学習にもぜひ交流をもちたいんだということですのでございますけども、新年度、来年度に向けての取り組みやなんかもう話されているんでしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 はい、その件につきましては先日立命館高校の担当の先生からご相談がありまして、来年8月に高校のほうで研修に行きたいんですけどもっていうようなことで、どのようなことかというご相談がありましたので、来年の8月の話ですので、とりあえずこちらで提供できるようなプログラムの案というかですね、今やってるのを紹介して、今後担当、特に文化財だとか、アイヌ施策推進課とかが絡みになってくると思いますので、そちらのほうと連携しながら、向こうの要望というかですね、研修に応じていくようなかたちで今取り組んでおります。以上です。

議長 千葉議員。

1 1 番  
千葉議員 わかりました。期待をしておりますのでぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。  
それで協定書のことでもう1点ちょっと私のほうから質問漏れというか、ちょ  
っとありまして、つけ加えてご答弁を求めたいと思ひます。協定書よく見てみ  
たら北大の場合は包括って言葉がどこにも出てきてないのかな、きてないです  
よね。立命館のほうは第1条の目的のところで、当事者間において包括的な連携  
のもととはっきりうたわれてるわけです。この違いは何でしょうか。

議長 まちづくり課長。

まちづく  
り課長 包括的になっていう文言が入ってるか入ってないかっていう具体的な違いという  
のは特に、ちょっとないというかですね、基本的にこの協定書結ぶときにうち  
の場合は立命館大学のほうと打ち合わせをして、条文をすり合わせてつくって  
おりまして、そのときにこういう条文になっているということでいろいろな分  
野ということで、一つという分野じゃないものですから、いろんな分野って  
いうことで包括的というようなことでうたっております。

議長 千葉議員。

1 1 番  
千葉議員 とういうことは北大の関係とそれから立命館の関係、同じ包括連携協定の協定  
書に調印したという理解でよろしいのでしょうか。

議長 産業課長。

産業課長 北大のほうには包括という言葉が入ってはいないんですけども、農業に特化し  
てっていうかたちなんですけども、そこそこの大学との話し合いで、作業を進  
めておりまして、千葉議員おっしゃるとおり一つのフォーマットを町が決めて、  
大学とすり合わせをしているのではなく、大学が、地域との連携協定をする  
ときに、このようなかたちで私ども大学はやってますというかたちで出されてく  
るのを協議をしてやっているもので、若干の言葉のニュアンスの違いは出てると  
いうような状況であります。

議長 千葉議員。

1 1 番  
千葉議員 ですから、何回も聞きたくないんですけども、包括という言葉一つ一つではな  
くて全てをくくってというふうに私は理解してるんですけども、農業に特化し  
たという言葉を使いましたけどもそれだけではないと思ってる。もうすでに先  
ほど教育長お答えした学習のサポートからですね、地域の交流、それから例え  
ば協定書にもあるように、科学技術とか文化の振興とかいろいろ書かれている

からやはり協定書の作成する場合、まあ双方の話し合いによって調印なされたと思うんですけども、私はきっちりと包括的なものであるというふうに北大の場合も理解してますのでこの言葉やっぱり最初のタイトルとしてもですね、例えば、国立大学、先ほど長いと言っていましたけど、法人北海道大学大学院農学研究院大学院農学院及び農学部と平取町の連携協定書とありますけども、やっぱり包括はやっぱり入れるべきでないのかな。で項目見たら包括なんですよね要するに。やっぱその辺指摘するのはちょっと別に私もあまり勉強不足でその包括ということで随分実は今回、一般質問するにあたって調べてみたんですけど、やっぱ解釈の仕方、民間とのかかわりとかも例えば災害関連とかもいろいろ違うんですね、違うんですよ。ですけども、少なくともこの2大学、北大と立命館の場合の関係でいったら包括の内容にもうすでになっているわけですから、やはり今後ですね、改めて協定書を作成して先へ更新する場合は、この包括という言葉は大事にしてたほうがいいのかなというふうに思ってますけどその辺の考え方もう一度確認しときます。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。今のご質問にありました通り、内容等については非常に産業課長、農業というような特化というようなことが出ましたけども、最初の入り口といいますか、平取町農業との関連を重要視したいというような意味が強かったという印象がございます。ただ大学ですから、いわゆるいろんな分野の取り組みが行われているというようなこともございますので、立命館もそうですけれども、やはり私どもとしても大学に期待するところは1分野ではないというようなところもございますので、文言の使い方がどうかというところもございますけれども、今後ですね、もう少しその内容をきっちり明文化したなかで考えなきゃならんというようなところもあるかと思っておりますので、包括という言葉を使うかも含めて北大とも協議させていただきながら検討させていただこうと思っています。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

そうですね改めて、協定書見たら、本当にちょっと首かしげてしまう。立命館の場合はもうはっきりもう当事者間において包括的な連携のもとってうたってるのになぜかなってその文言の使い方だけではない今後の取り組みだと私は思ってるんですけどもやはり協定書というのはあくまでも大事な調印の証でございますので、その辺やっぱりちょっと今後考えてもらって双方の話し合いで同意をされればですね、やっぱ包括連携というかたちで捉えて、文言にもきちっと活字としてのつけたほうがいいのかなというふうに個人的には私思ってますんで、お願いしたいなというふうに思ってます。もう一度包括ということで調

べてみましたら、いわゆる単体、一つ一つのことではなくてですね、全体をまとめていくよというような意味があるもんですから、今言ったように項目できちっと何項目か立命館も7項目ですね、それから北大も7項目あるわけですが、まあ何とかその辺のことクリアしながら、今後の活動にちょっとつけ加えていただければありがたいなというふうに思っております。それで最後の三つ目の質問、通告してあります株式会社まちづくりプロジェクトについてお伺いをしていきたいというふうに思っております。まちづくりプロジェクトさん、今年の4月26日、2016年4月26日の調印で、町として民間のIT関連会社、いわゆる民間も含めてですけども、民間の全体も含めてですけど包括連携協定の調印というのは初めてということでございますが、うたってる内容私も改めて掘り起こして協定書の中身もそうなんですけど見てみましたけども、特に人口減少問題とか産業の振興、そしてアイヌ文化の施策推進、それから観光事業への取り組み、また町の食材を活かしたまちづくりなど、多岐にわたってですね、連携協定を活用した取り組み方法があるというふうに私も考えてますけども、どうなんでしょうかね、前にもすでに理事者側ご承知のとおり、議会のほうにもご相談というか報告というか、ありまして、なかなかこう思うようなかたちで展開してない、し得ないのかなという部分を感じておりますけども、今後のですね、具体的な取り組み、また今までなぜ、ちょっと一方的にしとか私もまちづくりプロジェクトさんのほうのお話しか伺ってないので、なぜそうなったのかまずその辺のことからですね、お伺いしておきたいと思しますのでご答弁いただきたいと思ます。

議長

副町長。

副町長

お答え申し上げます。株式会社まちづくりプロジェクトでございますけれども、本年2月にですね、当町で開業した本社といいますか親会社が東京のIT関連会社というようなところでございます。先ほどの質問にありましたけれども、包括連携協定ということで民間企業との連携協定は、当町も初めてということでございまして、民間企業等が、それと私どもとの双方が得意分野でノウハウを活かして協力しながら、課題解決に対応すると。その共有する枠組みのようなものというような、私どもの認識でございます。協定そのものはですね。東京のIT関連会社から独立した会社を当町で立ち上げまして、何とかその協定にあるようなまちづくり施策の推進に寄与できるような仕事を平取町で行いたいということで設立されたというふうに捉えております。当町で起業したということもあってですね、町としても、地元企業というような観点からIT企業が当町でまちづくりに対してのいろんな実績ができるということによってさらに、IT関連その他の企業が当町に関心を寄せて、事業展開するような機会も増えるのではないかとというようなこともございまして、この協定がまちづくりプロジェクトという会社にとって当町でいろいろ事業を展開する上で、活動し

やすい環境づくりとかですね、それにまた同時に寄与できるのではないかというようなことで、連携協定を締結したというようなことをございます。ご質問にあったとおり、協定書の内容も人口減少問題ですとか産業の振興、それからアイヌ文化の振興とかですね、観光事業の取り組みということもございまして、非常にまちづくりに関する分野の多岐にわたって連携していこうというような内容になってございます。言い換えれば、まちづくりプロジェクトという会社もできたばかりというようなことございましてこういったノウハウの力量ですとかそういうものが未知数というようなことございまして、より具体的な分野で、どのような関係協力が構築できるかというのは非常に当初は、具体的に想定しづらいというようなことございまして、内容としてはありとあらゆる分野で協定が可能というような、総花的な内容で協定を結んだということにしてございます。で、今までこの会社として今年度業務として、観光協会のホームページの作成ですとか、それから分譲宅地の広告の業務などを受注してもらっているということがございまして、なかなか協定に沿った十分な連携にまでは至ってないというような実態だというような認識でございます。ただ、今後も当町としては、協定の趣旨を尊重してこの会社が事業をする上で円滑に事業が進むように、行政として対応可能な環境づくりに協力しながら諸課題に向けて協力連携していきたいという姿勢は続けてまいりたいというふうに考えてございます。ただこの会社も企業としてやはり利潤を追求しなければならないというようなことございまして、当町の事業をホームページの作成等もそうですけれども、対価をもって受注できるような機会もさらに、増やしてまいりたいと思っておりますので、それらもぜひ受けるようなことを念頭におきながら、あわせて協力できる体制をさらに強固なものにしていきたいというふうに考えてございますので、1週間ほど前もちょっと社長ともいろいろあつてですね、今後についてお話しをさせていただいたということもございまして、予算的なことも若干関係してくるところもございまして、新年度に向けてさらに協定の具体的な内容についていろいろ詰めさせていただければなというふうには考えてございます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

副町長のほうからまあ今までの協定に至った経緯もちょっと含めて、どんなことやってきたのかも今ご答弁いただいたわけでございますけれども、議会のほうと懇談会を実施したとき、2、3ちょっと気になった点というんですか、秋葉社長さんのほうからとそれから北島取締役さん2人そのときお見えになったわけなんですけれども、いろんな提案をしてきた中に、私なりの自分なりの判断でもこれすぐにできることと、いわゆる3年5年あるいは10年先を見据えたなかでやっていかなくちゃいけない部分が区分けすると意外にすぐできることっていうのは、そんなに数はないんですけども、そんな中でもまだ3、4点ちょ

っとあるのかなというふうにとらえてますけども、それに行き着くところは結局は、町行政側としてやはりいろんなお話し合いの中ではやはり予算の裏付けとか、補助金の裏付けがないとなかなか踏み込めない、踏み込んでいただけないというお言葉があったんですけども、私やっぱり民間との包括連携ということになりますとですね、それだけでもし考えているとすれば、なかなかこの連携協定活かした、先へ進める方法というのは、壁がすぐできてしまうのかなというふうに思ってますけども、その辺の今後の連携協定のあり方も含めてどのようにお考えになってるのか、お答えいただきたいと思います。

議長

副町長。

副町長

対価を伴うというようなお話しをさせていただきましたけれども、ただ、私も行政という立場でいろんな業務発注する上では、やっぱり一定のルールのもとで発注しなければならぬということもございまして、連携協定を結んでから特別にですね、この会社に発注するというような形態はちょっと無理なところありますので、その辺はきちっとやらせてもらいたいというふうには考えてございます。ただ今までいろいろこう提案していただいた中で、やはり我々の持っていないノウハウですとか、それはやっぱりIT関連のところをやっぱり一番強いのかなというようなどころもありまして、いろいろご提案いただいた中でいろいろ話をしてもですね、やはり具体的なところをどうするんだというところまでにはなかなか至らないというようなどころもありますので、今後ということになりますけども、さらに非常にアイデアとしては非常に豊富なものを持つてる人材も多いなど、いるなというようなどころもございまして、私どもの行政的なニーズもやっぱりある程度加味して、こういうことを手伝っていただけるんだというようなどころもある程度こちらで用意してですね、対応しなければならぬのかなというところもございまして、その辺も対価を伴う業務と、また連携協定の内容にそったところで、こううまく実施できる体制といえますか、そんなものはぜひ協議させて、実行してまいりたいというふうにご考えてございます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

双方やっぱり公と民ですから、もういろんなこと私あると思うんですけど、複雑な問題、特に公の平取町側にしてみたら今副町長答えたようにしっかりとした予算の裏付けとか、補助金が求めることが可能なのかどうかも含めてそうなんですけども、ただいろんなこと私も今回すごく奥深いなと思ったのは、もうすでに大きな例えば政令指定都市とか、各都道府県別では結構民間との連携協定結んでいるやつをちょっと調べてみたくんですけども、調べれば調べるほど結構奥が深いというのも今回わかりまして、ただ一般的な連携協定あるいはその包

括でなくても、連携協定はほとんどが、調べた自治体というのはもう災害に関係することとか緊急時に関係することとか、あるいは火災のときの消火に関係することとかあるいは新聞の販売店なんかと連携結んでるの見たらそういった見守りをやってもらうとか、そういう内容のものがほとんどで、平取町としては、逆に言うと画期的な連携協定を結んできているのかなというふうには理解しますけども、やっぱり私は活かす方法だと思ってるんですね。お互いにとって。お互い一方的にメリットを考えていくこともできない。双方同じような立場で、同じようなかたちで進んでいかなければならないというのが私は協定の基本だと思ってます。例えば先ほどの大学もそうですけども、平取町にとってはやっぱりさまざまなもってる大学のノウハウとか、研究員、研究生、それから教授、助教授の助言含めてですね、あるいは生徒である、学生との交流も含めて、結構奥深いと思うんですよ。ただ民間の場合は、それだけでなく、今、副町長ちょっと触れましたですね、民間は民間の連携協定の中でじゃあ何が違うのかっていうとですね、私は端的に言って平取町から見たら、IT関連ですから、さまざまな活用方法がやっぱり多岐に渡って存在してる民間の会社というふうに受けとめてますけども、じゃあまちづくりプロジェクトさんはこの協定を結んだことによってどんなことをメリットとしてあげられるのったら、やはり大きなメリットとしては会社のイメージアップとかですね、あるいは実績、自治体との連携協定書交わしてる以上はやっぱり地方にも出てって、活動してるよという実績ですよ。それをやっぱり求めて、あるいはそれがないと協定にはならないというふうに思ってます。実は今回なぜこういうふうになんとかかみ合わない部分があるのかなと思って本当調べてもわからないところ結構あったんですけど私なりにちょっとお伺いしたいなと思ってます。日本総研でこれネット上にも出てるんですけども「包括連携協定」を題材に公民連携を考えるという、部分の項目がありまして2015年の8月にですね日本総研の青島さんという方が、ちょっとコメントを寄せている文章なんですけども、ちょっと読み上げますね。「包括連携協定」は地域が抱える社会課題に対して、自治体と民間企業等が双方の強みを活かして協力しながら、課題解決に対応するための大枠を定める枠組みと定義できましようということなんですけど。全くそのとおりでございます。さらに近年は特に地方の市町村との取り組み、あるいは連携協定を結んできているケースというの非常に増えているのも事実でございます。また先ほど言った災害関連とか何とかにも多少かかわってくると思うんですけども締結相手となるのは民間企業、コンビニエンスストアやスーパー、それから金融機関とかIT関連企業というふうになって、その中のIT関連企業と平取町は連携協定を結んだよというかたちになるわけなんですけども、一番課題となってくるのはこれを読んでみますとやはり民間企業にとってはいわゆるそのまちづくりプロジェクトさんにとっては、どのような位置付けにあってもですね、やっぱり本業のビジネスに求められてる収益性等もですねやっぱり考慮しなくちゃいけないという立場でぼくあると思うんですね、民間で

ある以上。ですから非常に難しさもあるわけでございますけども、かといって先ほど副町長答弁いただいたように、連携協定結んであってもやっぱり民間ということはやっぱりそれだけを特化して何とかしてあげようという立場には絶対なりませんので、これも私理解できます。ただこの壁というのはですね、最近やっぱりいろんなところでおきてるんですよ、各自治体で。各市町村で。この問題が一番大きな壁になってる。やっぱり、先ほどの表向きの裏付けでいったら、企業のイメージアップとか実績ということになってくるんですけど、やはりその背景にあるのは、収益性もやっぱり求めていけなくちゃいけないという部分があって、なかなかこう、先へ進めづらいという部分も、非常によく理解できるんですけども、ただそういうことがやっぱり、いろんなかたちで問題になってきている、課題として残ってきているというのは公民の包括連携協定なんですよ。だから、包括連携協定をまちづくりプロジェクトさんと結ぶ前に、前座でどのような話があってどこまで詰めた話し合いがあったのかなってうちのちょっと背景わかりませんが、その一端もし何かありましたら、お答えいただければというふうに思います。

議長

副町長。

副町長

先ほどの答弁と重複するところがあるかと思いますが、2月にですね、この会社が登記完了いたしまして、4月26日に調印ということで、その間調印の内容についていろいろと相互で検討させていただいたということがございまして、先ほども申しましたけども、この分野では、非常にまだまだ実績もノウハウも持ってないということもあって、ぜひ平取町でそういったものを展開したいというようなこともありましたので、私どもとしても、やはりそういった実績をつくっていただくということと、私どもの町でそういった企業を育てるというような観点から、いろんな可能性を含んだかたちで、協定は組んだほうがいいのかというようなこともあって、その辺は相手方のまちづくりプロジェクトとも協議しながら、非常に総花的になってしまいましたけれども、そういうかたちで組ませていただいたということでございまして、で、そういう決め方をして、いろんな分野で協定できるというような可能性が出たときにはこれを当てはめるといようなことにしようということもございましたので、内容としてはこういうかたちになりましたけれども、前段そういうお話の中で締結させていただいたというところでございます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

本来は本当副町長、画期的な協定だと私思ってるんですね。相手の株式会社まちづくりプロジェクト、まあ親会社なんたっけソリューションプラスでしたっけ。何かその会社があってお台場本拠地でやってるみたいですけども、多分で

すね私も秋葉社長と2回ほどちょっとお話を伺ったら、IT関連も環境、いわゆるその地方へ出てく環境としてはまず光通信がやっぱりちゃんと整ってるの最低条件で、これは平取町では整ってるというのが一つの選択肢にあったという話も伺いました。それから、都会ではなく、特に基幹産業は農業ということも、それに対してもやっぱり秋葉社長自身もかなり興味を持っている。もっと先を考えるとやっぱり、いろんな優秀な農産品を利用して加工品まで含めてその流通に対しての手助けもできるんでないか、こういったことも希望としてあった。それからもう一つ観光含めてアイヌ文化の振興含めてですね、またかたちを変えた発信の仕方がうちの会社にはノウハウがある、それも期待してた。いろんなことやっぱり今言ったようなことだけでなく、さまざまな分野で本当に期待に沿える喜びというんですか、平取町に対して貢献できる喜びというのがまず最初に私は正直に秋葉社長の中にあっただかなというふうに思ってますけども。発注しながら、いわゆるその対価に変えていくという部分が一番私もさっき言ったように問題になってるという部分というのは、どうしても否認ないですよ。日本総研の最後の締めくくりの文書の中でちょっと読み上げますけども、これまでの常識から言えば自治体という行政が特定の民間企業に肩入れすることなど許されなかったし、タブー視もされた。しかし、現在大きく広がっている公民の包括連携協定の取り組みを、中途半端なものに終わらせず、さらに深化させるためには、行政側のより踏み込んだ関与が求められることは間違いない。これまでの常識やタブーを乗り越えてでも、受益者である住民のメリットを優先する覚悟が問われている。というのが今回のちょっと私ネット上から勉強させていただいた文書で締めくくられてるんですけども、まさにこの文書が全てかなというふうに思ってますけども、会ってさまざまな提案を受ける、あるいはこっちから発信するという機会がかなりな回数私あったと思うんですけども、何とかですね私はこの平取町ぐらいの規模の自治体がですね、民間のIT関連の会社のほうと包括連携結んだこと、これやっぱり活かして、やっぱり持続させなければならないなというふうに私は思ってますけども、今後の株式会社まちづくりプロジェクトさんに対してのですね、今後の進め方、もう一度確認の意味で伺っておきたいと思います。

議長

副町長。

副町長

よりその連携を何と言いますか、媒介としてですね、より強固な関係を築いていきたいというのが結論でございます。それで、まちづくりプロジェクトとして、まちづくり分野に関してですね、よりうちの町でスキルアップですとか、・・に富んだコンサルティングもやれるような力量をぜひ私どもと一緒につけていただくのが非常に重要なところかなというような認識もございますので、対価を伴う伴わないというところもございませけれども、例えば私どもの総合計画の審議会にオブザーバーとして出てはどうかですとか、それからまちづくりア

ドバイザーというような制度もあるんですが、そこにぜひ参加してもらえないかとかそういうお願いもしているというところもございますので、まずそういったうちの町の環境といたしますか、現状を知っていただくことも非常に大事なところかなと思いますので、そういったお互いにさらに歩みよって連携協定をより強いものにするというような努力もしながら、また発注というようなこともございますけれども、やはり経済的な裏付けといたしまししょうか、そういうものもぜひ受注できるような環境づくり、そういった機会を増やすといたしまししょうか、そのなかでいろいろやっっていけばよりまた違うかたちでの具体的なものも出てくるかなというようなことも考えてますので、ぜひこれからもいろいろ協議しながらこの協定を生かすような取り組みを進めてまいりたいというふうに思ってます。

議長

千葉議員。

11番  
千葉議員

ぜひ本当に副町長今言われたとおり期待をしてます。それと先ほど最後に読んだ文書の中でやっぱり一定のいわゆるその行政の考えのなかではもうこれはやっぱりタブーだよ、これは過去に前例がないよ、これは新たに組みめるような内容ではないよというのずいぶん私は多分あると思うんですね、これからも。ただ最後に読み上げた文書の中でやっぱりそれをある程度ですね、乗り越えてでも進めていくっていう覚悟がない限り、私は今後の展開というのは、やはり同じような壁が生まれてくるというふうに思ってますので、その辺はじっくりとですね、これから、まちづくりプロジェクトさんのほうと話し合いをして、いい方向に進められることは期待しております。平取町民にとってじゃあこの協定は何メリットあるのかということかたちになればやっぱり最終的には、地域の産業の振興とか、人口減少に対する、一定の歯止めを期待できる部分とかですね、まだはっきりその分では難しい部分がありますけども、それとかやっぱりなによりも町民にいつも町長言ってるとおり安全とか安心を届けられるというのが最終的な私は目標だと思ってますんで、まだ協定結んで8か月ぐらい弱ですか。4月ですから。そんななかで私は一方的にプロジェクトさんの話しか聞いてませんけども、その辺ですね、やはりお互い生きていく、お互い生かされる、そんな協定内容についてもう一度精査してですね、前向きにひざを詰めた話を進めていただければありがたいというふうに思ってますけども、最後に町長の見解も伺っておきたいと思います。

議長

町長。

町長

町といたしましてもですね、厳しい財政状況のなかで、多様化する町民ニーズに的確に対応しながら町民の皆さんから、より満足の得られる公共サービスの提供を目指すためにも、これから必要となるITを関連とする民間企業と行政

が相互に連携していくことは大変意義ある連携というふうに私も考えてございます。特に平取町は平成22年に高速通信網光ファイバーを全町に整備をしております。特に福祉、教育、あるいは産業などこれからの広い分野に有効活用が求められてございますので、今後とも連携できる可能性について行政としても、一定のルールがございますけれども、それを乗り越えたかたちでできるかどうかですね、協議を重ねながら、双方の考え方が合致するように努力をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

千葉議員の質問は終了します。休憩します。再開は11時15分といたします。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時15分)

議長

再開します。4番中川議員を指名します。中川議員。

4番

中川議員

4番中川でございます。以前、通告しておりました持続可能な農業をするための将来像についてお伺ひしたいと思います。今年の6月末に地域農業に関するアンケート調査をされておられましたが、農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少など、農業就農者の減少がみられ、農業の将来像を描くことのできない地域が増えてきている問題を抱えております。このような状況下で、どのような経営体を中心になって地域農業を支えていくか、アンケート調査をされておられましたが、その中であなたの集落はほうっておくと10年後どうなっていますか。また、地域の農業を持続可能なものにするためには、今後どのようにしたら良いか。それから、今後、自身の経営に対する考え方など調査されておりましたが、この回答についてどのような答えが返ってきたのか、お伺ひいたします。

議長

産業課長。

産業課長

はい、本年6月に平取町農業協議会が、農業振興計画、これは平成28年から32年までの5か年計画であります。いわゆるアグリビジョンの策定に向け、さらには農業振興地域整備計画の見直し、人・農地プラン等の資料準備のために、地域農業の将来、人と農地の問題に関するアンケート調査を実施しております。調査対象農家は239戸、回収率は112戸、47%となっております。このアンケート調査の結果の概要といたしましては、1点目としては、10年後の地域農業の姿につきまして、35%の方が耕作放棄地が増加をする、50%の方が、農業者の減少と高齢化が進むというふうに答えております。また農地経営につきまして、10年以内に46%の方が閉じる意向を示しております。

2点目といたしましては、持続可能な農業をするために、農地の集積を行い、青年就農者を参加をさせる、その相手先には既存の農家が40%、新規の農家が40%と分かれてきましたが、新規の内訳につきましては、集落内の個人又は法人が49%、集落外の個人法人は21%となりました。大きくは集落内の新旧経営体に集積をすることを強く望んでるというふうに取り上げられます。3点目といたしましては、後継者についてであります。いる方が26%、いない方が70%と答えております。後継者のいない農家で第三者継承を希望する、又はするかどうかはわからないが、相手や条件によって考えるという人を含めると、第三者継承したいと答えた方は60%に数字的には出ております。しかし、相手先や農地の賃貸や売買など具体的な条件になってまいりますと、厳しいというのが現状のようであります。現在のところアンケートの集計結果につきましては、以上のようなことが読み取れておりますが、今後クロス集計等が出されると、もう少し深読みができるというふうにご検討しております。結果につきましては、各種計画等に今後活用してまいりたいというふうにご検討しております。この結果から人と農地の問題としてあがってきたものは、1点目として、農業者の減少と高齢化、2点目として農地の集積や第三者継承についても、相手先や条件が厳しいということが見えてきていると思っております。このような現状に対して町といたしましては、平成12年度から現在まで研修生を含めて、新規就農者を23名受け入れており、研修制度だけではなく、就農に当たり、各種補助制度を利用した助成制度を行っております。また後継者による規模拡大に対する補助制度などについても取り組んできているところであります。しかし、アンケート結果からも決して明るい未来とは言えないような状況にあります。これからも、新規参入者就農促進対策事業によるリース農場の整備や、青年就農給付金による就農者への助成、経営体育成支援事業による新規就農者への機械導入支援など、国の補助制度を活用しながら、就農者への支援を行ってまいりたいというふうにご検討しております。そのほか町単独であります。新たな設備投資に対して、行っている助成、就農者促進対策事業などもありますので、それらを活用しながら、対応をしてみたいと思っております。人と農地の問題につきましては厳しい問題もありますが、難しい問題もありますが、生産者である農家や生産者団体の農協の意見を聞きながら、各種制度の活用を推し進めてまいりたいというふうにご検討しております。昨日私も去場地区におきまして、農協の元組合長楠さんの話を聞く集まりに参加をさせていただきました。大先輩が将来に向けた夢の持てる話をさせていただき、非常に感銘を受けましたが、地域において先輩の話をこういったふうにご聞く場所や、平取米麦改良協会が今後予定をされております各地域での少人数での話し合いの場の開催などは、農家の意見を直接聞く重要な場というふうにご検討しておりますので、町としても、時間の許す限り、積極的に職員も参加をし、通常開催をされる会議だけではなく、そのような中から出される意見を大事にして、各種補助制度の今後活用を図ってまいりたいというふうにご検討しておりますので、よろしくご検討いたします。

議長

中川議員。

4 番  
中川議員

今の答えから農業者の方々は、今抱えてる問題は今の回答からわかっている、そしてその解決法もわかっているのかなと思います。しかしこの回答の多くは、今課長が配られた平取アグリビジョン、この中で示されております、あなた自身の経営体は今後どうしていくおつもりですかという問いに対して、2番の現状維持と言う答えが多くみられております。この問題のことから、まだ山積みな問題がたくさん残ってるようにも思っておられます。今平取町は、担い手減少対策として、新規就農者を平成14年から受け入れ、今までは23戸の就農者が、この町で働いております、とさっき課長はおっしゃっておられましたけれども、この政策については今後も維持していく必要があると思います。そして、後継者に対しても、少しずつ帰ってきている現状でございますけれども、これから先のことを考えた場合、今は、団塊の世代が一生懸命頑張っておられますが、あと何年後かには、農業従事者の減少と耕作放棄が心配されていると思います。そうならないように、これからの人たちのためにも意欲出る政策を打ち出し、若い人たちの考え方を集約し、行政、農協が協力していかなければ、これから農業は未来はないと思っております。国は農業競争力強化プログラムの概要を打ち出してしております。その中で、人材育成についても提案されております。今、この問題について、農業協議会の中で話し合っておりますけれども、これからの農業のためにもしっかりと若い人たちの意欲を持つような考えかたを踏まえ、協議していく必要があると思います。先ほど課長いろいろな提案をされていただきましたけれどもその他にもこれからどのような協議をしていく方法を考えていくのかお伺いします。

議長

産業課長。

産業課長

協議の方法というご質問でございますけれども、先ほども言いましたとおり、基本的には現場からの意見を大事にしていきたいというふうに考えておりますので、地域現場に入って行って、意見を聞いて、職員と意見交換をするなかで新しい政策が生まれてくるというふうには考えております。それらを、農業協議会になりを持ち込みまして、その中で全体議論をし、町の政策に反映をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長

中川議員。

4 番  
中川議員

ぜひ皆様と、皆様というか農業者の方々と意見を交わし合って、これからのことについて、考えていってもらいたいと思います。協議をしていくなかで、やはり人と農地の問題は非常に関係が深いと思っております。そこで、転作作物

の現状と今後の方向性について、お聞きしたいと思います。最近新聞や報道の情報を見ていると、TPP問題、農業改革などこれからの日本の農業はどうか、心配な報道ばかりでございます。国は30年産以降の米の需要に応じた米生産について、地域の活力創造プランにおいて、水田活用の直接支払いの交付金の充実など環境整備を進めた上で、定着状況をみながら、30年産を目処に行政による米生産数量目標の廃止の方向を示されております。米生産数量の目標の配分廃止にかかわる経営所得安定対策の見直しについては、米の直接支払交付金の交付金、10アール7500円ほどとなっておりますけれども、これの廃止、収入減少影響緩和交付金についても、生産目標がなくなることから、交付対象要件については不透明な状況、これらに対して国は、収入保険制度を平成31年から導入を検討されているなど、米に対して生産するのがなかなか厳しい状況にあると思います。それだけでなく高齢化、担い手不足から追い討ちをかけるようなものでございます。そのため、農地の有効活用で水田活用の直接支払交付金が充実していることで、水田作付けからの作業受託による転作牧草が増え、それにより、国、道からも、当地域における有畜数に対し作付けが過剰との指摘をされております。この現状から、行政としてはどう考えているのか、お伺いいたします。

議長

産業課長。

産業課長

はい、まずは水稲の作付けの現状でありますけれども、水稲の作付面積につきましては、平成17年に782ヘクタールだったものが、平成28年には525ヘクタールということで、10年で257ヘクタール減少しております。一方で転作面積の飼料作物である牧草につきましては、平成17年924ヘクタールだったものが、平成28年には1170ヘクタールと246ヘクタール増加をしております。ほぼ水稲作付面積分が牧草への転作となっているのが現状であります。また平取町の生産調整につきましては、面積割で平成28年度において566.3ヘクタール、それに対し、実際の作付面積は、525.5ヘクタールでありまして、割り当てを40.8ヘクタール下回っております。こういったような状況は、10年以上も前から続いているのが現状であります。それから考えますと、水稲作付面積は減少しているのは、単純に生産調整で落ち込んでいるのではなく、個々の農家の経営的な課題もあると思われます。今議員がおっしゃられたとおり、経営所得安定対策につきましては、水稲以外の作物で水田を活用することを促すための施策ではありますが、すでに生産調整を達成している平取町におきましては、食用米を作付けしなくても比較的容易に所得の安定化を図れるこの制度が水割面積の減少を加速させている側面があるというふうに思っております。そのことが同時に、地域の担い手への農地集約の足かせとなり、農地の流動化が進まない状況を生んでいるとも考えられます。これらの現状につきましては、決して良い状況というふうには考えておりませ

ん。先ほどのアンケート結果などからみますと、この間各農家におきましては、水稲経営から水稲とハウストマトの経営に移り、先ほども述べましたが収入的には反当たり収入、人的には高齢化、労働力不足、設備的には、機械の老朽化、更新困難などなどから、複合経営の成立が難しくなり、トマト栽培にシフトされている現状で、水稲作付面積の減少につながっていることが、アンケート結果から考察されております。そのような困難な状況ではありますが、一方で水稲栽培に意欲的な農家がいることも事実であります。作付けをやめる、農地の流動化売買、賃貸が進んでいない現状ではありますが、力を入れている農家さんがいることも事実であるというふうには受けとめております。行政の政策課題もあるというふうに思いますが、活用する農家さんの考え方、意識の課題も多少あるのかと思われまます。生産者、生産者団体、行政の認識は一定程度共通してると思いますが、先ほど述べました地域での話し合いなどから、持続的な農業経営を共に追求してまいりたいというふうに考えております。食料自給率など主食の米栽培をどう維持するのかは、政府の大きな政策だというふうに考えておりますが、農林水産省から出されております多くの政策を有効活用し、町としても、農家の経営安定を基本にしながら、水稲を含めた農業の政策展開を図ってまいりたいというふうに考えております。先日のホクレン第2回ゆめぴりかコンテストで、最高金賞を受けました。この受賞は生産者にとっても、日ごろの努力が報われた結果でありまして、これからの励みにもなるものだと思いますし、町としても、自慢のできる受賞であったというふうに考えております。残念ながら町内でのお米はもうなくなったというふうに聞いておりますが、町としても、このことを糧としながら、農家、農協、町の三者で構成をする農業協議会などで持続可能な農業をするための将来像を共に考え、実践をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長

中川議員。

4番  
中川議員

今課長がおっしゃられました転作作物では、今現在お金に関しては維持しているとおっしゃっていましたが、交付金がいつまで続くのかといった場合、不安は免れないのではないかと考えております。米の作付けに対しては、担い手不足から、まだまだ減少していくことと聞いております。しかし、このたび、先ほど課長もおっしゃられました平取の米は、皆さんもご承知と思いますが、11月29日に札幌で開かれたゆめぴりかコンテストで、全道で最高金賞をJAびらとりが獲得しております。今まで先代の苦勞に苦勞してきて努力してきた米がやっと全国に知れ渡ったことと思います。このような、名誉ある米をこれからも守っていく行政側の責任もあるのではないかと考えています。今後も、土地の有効活用で主力であるトマトを大事にしながら、戦略作物の路地野菜の追加も検討していかなければならないと考えています。米に対しては、個人で機械を持つというのは厳しい時代なのかもしれません。それであれば、機械の

共同利用や地域にある共同施設の活用、そして、コスト軽減の方法も考えながら、平取の農地を守っていく人たちが魅力ある農業とってくれるような対策を考えていかなければならないのではないのでしょうか。今は何とか新規就農者の方々を迎え、農業人口の減少に歯止めをかけておりますけども、人口は減少してきたなかで、平取町の農地を維持するためにも、今ある経営体育成支援事業や担い手確保、経営強化支援事業、また、農業人材育成で農業経営力や指導力の強化のための研修などの補助制度を提案しながら、農家の全体の手助けを考えてはと思っておりますけども、その辺いかがお考えなのかお聞きします。

議長

産業課長。

産業課長

はい、現状認識は同じでありますけども、機械の共同利用、そして共同施設の活用、それらによるコスト削減は必要だと思っております。機械の更新時期に来てなかなか更新ができないというのが現状でありますから、補助制度などを有効利用しながら、それらの経費削減、コスト削減に町としても対応していきたいというふうに考えております。農家の手助けをというご意見でしたんですけども、町といたしましては、農家の手助けということではなく農家さんと一緒にともに経営をするという意識を持ちながら、ご意見を承って農業政策の推進に当たっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長

中川議員。

4番

中川議員

本来であれば、その方法、機械を利用できる方法をもっと利用価値のできる考え方も手助けしてくれればありがたいなと思っていたんですけども、課長が農家と一緒に一生懸命考えていくというのであれば、その方法もこれからも一緒に続けていかなければならないと思います。今、今後の10年を考えた場合、少しずつでも何らかの手を打っていかなければ、この平取の農業は危ないと思っているところがございます。行政、農協はもとより、若い農業者たちが意欲を持つような政策を打ち出し、今の子どもたちの将来のためにも魅力ある農業の方向性をすることでこれからも持続できる農業ができるのではないかと考えております。そんなことで、私も一般質問これで終わりますけども、ぜひ、魅力ある農業について行政側も一生懸命考えていてもらいたいと思いますのでよろしくいたします。

議長

それでは、中川議員の質問を終了いたします。続きまして、7番井澤議員を指名します。井澤議員。

7番

それでは私のほうから、質問をいたします。6月14日付けで、遠藤副町長か

井澤議員

ら職員各位へということで、職員相談窓口についてとの文書が出されました。頭の文章では近年全国的に増加しているパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、メンタル不調に関する職員相談窓口を次のとおり設けましたのでお知らせいたしますということで、平取町職員、準職員、嘱託職員、臨時職員も含むということがありました。また備考のところ、勤務条件その他人事に関する相談については、公平委員会が窓口ですということの添付もありましたけども、この6月に文書が出されたことで、ほっとしているというか、そういう役場職員もいたのではないかと思いますけれども、平取町の役場で人生をかけて働いてくださっている職員が大切なことは言うまでもありませんが、また身体健康診断は当たり前になってるけれども、精神、心の健康診断の大切さはなかなか前向きにとらわれてこなかったというようなことがあったと思います。そういうなかで、退職者の方も少しずつ出ていたという状況ですけれども、世にパワハラ、セクハラと略して言われますけれども、そういうこととまた職場環境の中でいろんな要素があって、ということですけども、一生懸命働いてくださってる職員のその環境の中に心、精神的な支援体制を役場、副町長名ですけれども、総務課を相談窓口として、開いてくださったということについては職員にとってとても良いことだったかと思えますけれども、どの職場でも、誰にでも起こるこのようなパワーハラスメントとかメンタル的な疾病っていうようなことがあると思えますけれども、そのことに対して窓口を明確に改めて開いてくれたということですけども、そういうなかで相談しやすい環境を育てていくことが大切かと思えますけども、6月14日の文書が職員宛てに出された経過について、どのような背景があってこの文書が出されたのか、ご説明いただければと思います。

議長

総務課長。

総務課長

井澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。6月14日発出の文書については、今井澤議員おっしゃった内容のとおりでございます。このパワハラ、セクハラ、メンタル相談のことにつきましては、先ほど井澤議員おっしゃったように、文書に書いてありますとおり、近年全国的に増加しているということもあり、3月の一般質問で松澤議員からのご指摘を受けたということもあり、今日的な課題であるということで、副町長の命において文書の発出をさせていただいたということでもあります。経緯と申しますと、以上であります。

議長

井澤議員。

7番

井澤議員

その中のパワハラ、セクハラっていうのは、非常に、している側と受け取る側での認識の違いがあって、どこまでがそうなのかっていうことについて、何とか微妙なことがあるとは思いますが、今、実際なことのなかで副町長

命文書が出た後、相談等は寄せられているのでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。現在のところ、相談の実績はありません。以上です。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 それぞれニュース等についても、セクハラ、パワハラについては出ない日がないぐらいなことの状況がありますので、今総務課長のお答えで6月の窓口開設以来申し出がなかったということは大変に良い状況かなと思っていますので、先ほど言いましたようにこの文書が6月に出されてますけど、この後、相談しやすい環境を育てるってということにおいて、職場安全衛生委員会等のところでそのようなことが取り組まれていくのかと思いますけれども、なかなか実際は相談しづらいという状況ですけれども、そのところに当町として特段何かこのような考え方で、相談をしやすくする、そのようなことがありましたらお教えください。

議長 総務課長。

総務課長 相談をしやすい環境というご質問ではありますが、具体的に、現在、特にそれについて取り組んでいるということは事実としてはございません。今、井澤議員おっしゃったように、職員の衛生委員会というのがございまして、そこで職員の健康、精神的な健康、身体的な健康含めまして協議をいたしております。その中で今後、必要があればですね、協議をいたしてまいりたいというふうに考えております。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 その6月14日付けの文書に添付して職員に配布された資料の中に、パワハラという項目の中では、いくつもの項目が出されていますけど、その中で個の侵害っていうこと、私的なことに過度に立ち入ること、これもパワハラだっていることがあったり、人前での上司による罵倒、叱責、これでうつ病になった事例などということがありますけれども、いろいろな、その強い弱い、微妙な受け取る側とする側との違い等がありますけれども、このような、パワハラということになると、上に立つ者というか、力ある者が、下に立つ者に、今ある一定な事例のことを行うわけですけれども、これまで、あるいは6月以降、特に上に立つ者としては課長職などの管理職に対して何らかの研修等が、あるいは一般職員に対しても、研修等が行われた事例があればお教えください。

議長

総務課長。

総務課長

このことに関してですね、管理職及び管理職でない職員に対する研修ということは行っておりません。以上です。

議長

井澤議員。

7番  
井澤議員

パワーハラスメントについては、行う者について、その自覚がないから行われていく、それが重なっていった、とめどもなく行われるというようなことが一般的に言われてますけども、少なくとも、役場の管理職の上に立つ者として、パワーハラスメントとは何かというなことにしっかりとその研修して自覚を持っていかなければ下に伝わっていかないと。自分自身がそうであるということにも、誰からも言われなきゃ気づかれないということがあるので、少なくとも、管理職については、このような研修をどこかの機会ですていくことが必要ではないかと思えますけれども、そのことに対して考えをお伺いいたします。

議長

総務課長。

総務課長

パワハラ、パワーハラスメント、セクハラ、セクシャルハラスメントにつきましては、いろんな報道や知識のなかで、職員それぞれ、特に管理職の職員については、それについて認識を持っているという前提でおりますが、議員の指摘でありますので、管理職に対する研修等について、今後検討させていただきたいと思っております。

議長

井澤議員。

7番  
井澤議員

課長がセクハラのことについても、言及していただきましたけれども、厚生労働省からの職員の添付のものの中に、職場のセクシャルハラスメント対策は事業主の義務ですというふうに厳しく書いてあることがありますけども、性的な言動が行われることで、職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな影響が生じることになるってというような文言で説明がされてますけども、厳密に言えば、パワハラとセクハラっていうのは重なってる部分もあるかもしれないけど別もので、特に女性の被害がセクシャルハラスメントには圧倒的に多いというふうに把握していますが、役場職員の中には女性職員も大勢おられますけども、そういう、女性職員に対して、特段のまた研修等のことについて、検討はされておられますでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長 現在のところ、特に今おっしゃった研修に関する検討はしてございません。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 それでは、次の案件は11月7日付けで平取町職員衛生委員会委員長、副町長遠藤桂一、平取町役場産業医国民健康保険病院副院長斉ノ内医師名で、ストレスチェックの実施ということが、文書が出されて、ストレスチェックを行いますということ、そして、平取町職員ストレスチェック実施規程という規程が添付され、さらに、最終的に職業性ストレス簡易調査票、57項目ということで、A B C Dと四つの項目に分けて57目の調査が行われましたが、この調査について、昨年12月1日付けで、50人以上の職場ではこのようなストレスの職員のとうか従業員のストレスチェックを年に1回は行いなさいというようなことがあったんですが、ぎりぎり11月に行われたということで間に合ったと思いますけども、これらのことについて、このストレスの簡易調査票というものが町独自のものかあるいは提供されたものか、それについて準備に1年間かかったと思いますがその辺の経緯等について、お伺いたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。ストレスチェックにつきましては議員先ほどおっしゃったとおり、労働安全衛生法の改正によりまして、従業員50名以上の職場においては、心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックの実施が義務付けられまして、当町におきましては、11月7日から18日の間において厚生労働省が各全国事業所に示した職業性ストレスチェック簡易調査票、これは今、井澤議員おっしゃった57項目の調査票のことです。厚生労働省が示した調査票に基づいて全職員に配布をいたしております。これにつきましては、今年初めてのことでありまして、いろいろ、内容の整理分析等、時間が必要でありまして、事前に職員衛生委員会において、ストレスチェックの実施規定というものも、作るという必要がありましたので、論議、協議に時間がかかったのと、内容の整理に時間がかかった。11月末までに、義務でありまして、私ども11月7日から18日において実施したということが経緯であります。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 ちょっと私聞き漏らしたかもしれませんが、57目の簡易調査票というのはこれは厚生労働省から提供されたものですか。

総務課長 はい。

7番 井澤議員 それでは、アンケートが行われ、11月7日付けで出されて、それぞれパソコンを自分で常備されている職員については、パソコンで答えなさいと。それ以外の職員については紙でアンケート、説明書等を提供するのでそれについて答えてくださいということで行われたんですが、その回収率については、どのようになっていますでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。回答者数が136名、全体の50.7%となっております。以上です。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 これは配布文書の中にありましたけど、回答することを強制するものではないという、明確に文言はつけられてましたけども、私としては、大事な項目ですので、回答者数50.7%ってというのは少し少なかったかと思うんですが、この辺のことについての見解はどうでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 これにつきまして、このストレスチェックの制度は、今申し上げたように厚生労働省労働安全衛生法及び厚生労働省が示したマニュアルに基づいて職員衛生委員会で協議して作成した実施規程に従って、行ったわけでありまして。その実施規定の中にこのストレスチェック制度は、職員本人の同意がなければ、職員の人事労務に携わる者、具体的には、町長、副町長、教育長、総務課長想定しておりますが、人事労務に携わる者には、職員個人の判定結果を知らせない。そういう人事労務に携わる者については知る立場にあってはならない。ということをお定めております。また、ストレスが高いと判定された職員が、産業医及び保健師による面談に応じるかどうかについても、職員本人の同意を前提としております。職員が、これらのことに同意しない場合や、ストレスチェック自体に回答しない場合であっても、職員は不利益な取り扱いを受けてはならないとしております。これは労働安全衛生法の第66条の10の規程に定められているもので、職員の心理状態をありのまま把握するために規定されているものであります。職員本人が希望しなければ、人事労務に携わる者に結果の情報がわからないことをあらかじめ規定することによりまして、ストレスチェックを受ける職員にとって、自由かつ率直な回答ができるよう、配慮されているものであります。もし、そうでなければ、職員の内心においてある一定の配慮が働いて、

ありのままの心理状態の回答が担保されない可能性があるという理由からであります。従いまして、結果的に先ほど申し上げました50.7%、という数字については、半分ということではありますが、この制度的な内容、制度の内容に基づいて考えれば、私ども初めての、今回1回目でありますので、少ないか多いかということについてはですね、現在のところ、それが数が少ないという判断はしておりません。職員の自由な意思によって回答されたものの結果がこういうことになってるということであるというふうに考えております。以上です。

議長 休憩します。再開は1時であります。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後1時00分)

議長 再開します。井澤議員の質問を続けます。井澤議員。

7番 井澤議員 7番井澤です。先ほど、職員のメンタルヘルスチェックの回答率について50.7%ということを経済課長からお答えいただきましたが、このメンタルヘルスチェックについて、従業員50人以上で昨年12月1日から義務付けられたということありますけども、そのことに関して本年11月30日付けの北海道新聞のコラムで、香山リカのココロの万華鏡というところの中で香山さんが書いているのは、ストレスチェックの結果、職員のあなたのストレスはこのくらいでした。というような、結果を受け取るだけではなくて、結局、ストレスチェックの重要なところは、かなりのストレスを抱えてる人を探して医師と面接してもらおう。そして解決にあたるということ。職場としてその義務付けというのか、そういうことがあると思うんですが、先ほどは回答率のことがありましたけども、その中で段階的なところがありますけども、要チェックとなったこの回答の中からのことについて、もう集計されているかと、またもしそういう方がおられるとしたら、どれぐらいの率であったか、そのようなことについてお伺いしたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えをいたします。回答者数136人中、ストレスが高いと判定された職員の数15名、率にいたしまして11.0%でありました。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 136名中15名、11.0%というの、大変高い数字じゃないかと思うんですけども、このことについて、まあ初回のことでもありますし、問うほうもま

た回答するほうも、慣れていないというのか、初めてのことということありますけども、そのなかで、医師の相談を受けるとか、そのようなことにかかわる、高いというのは直接そういうことになります。また中身的にチェックして、どの部門での相談なるとかそういう区分けは出てきていますでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

この15人、ストレスが高いと判定された職員に対してはですね、今後、本人のこれも同意なんですけども、本人の同意に基づいて産業医及び保健師による面談、面接指導を実施することになります。ただ、本人がこれに同意しなくても、町は、それを強制してはならないという厚生労働省のマニュアルとなっております。ストレスが高いと判定された15名の中身については、先ほど申し上げましたように町は、少なくとも私どもは知る立場にあってはならないということになっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

議長

井澤議員。

7番  
井澤議員

医師の名前とそれから保健師の名前が出ましたけども、概要の項目の中に、衛生管理者免許を有する町の保健師がとありますが、こういう資格を持つ保健師がおられるのでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

町の職員である、保健師1名が衛生管理者の資格を有しております。

議長

井澤議員。

7番  
井澤議員

回答者の数字、そして要チェック、高い値がついた方が、11%もおられるということの数字であって、また今後のその方々への方針のところも、総務課長からお答えいただいたところですけども、それらのストレスの中で項目の中にもいろんなことがありましたけども、仕事が原因で精神疾患になったとして、厚生労働省に労災申請した人が2015年度、昨年度ですね、過去最多の1515件になったという新聞報道があったんですが、このうち427件が労災認定、3分の1強だと思いますけども、というようなことがありますけども、その中で勤務時間環境ですね。要するに、残業が過多であったというのは、多い割合でないかというようなことがありますけども、役場職員の残業時間数について、先に総務課長にお願いして数字を出していただきまして、その数字からいきますと、1人当たりでならずと、1年間で154時間、月にならずと、13時間ぐらいの1人当たりの数字になってますが、これは平均数字ですけども、

残業が過多になっているという判断をせざるを得ないような数字があるかどうか分かりませんが、残業時間が、年間最大の職員の時間数はどれなのか、何時間なのか、それと、月当たりその最大の残業時間をした職員は何時間であったのか、そのようなデータはありますでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 今ご質問の内容を答弁させていただく資料は現在持ち合わせておりません。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 それをでは後ほど、数字について、提供していただければと思います。続いて、職員数について、その残業時間数のこともかかわると思いますけれども、平成23年100人の専任職員ですね、がいましたけれども、現在、本年度は115人と定年退職者が増える時期において6人の定年退職者に対して1人の職員を補充するというような原則が前町長ですか、からの方針が出されて、それを執行して役場執行予算における、職員の人件費、固定費の割合を良くしていきたいというような方針のなかであって、平成23年が、今、これも総務課長からいただいた数字では100名と一番低くなったんですが、今115人まで、そのときよりは増えてきてるんですけども、この辺のところの職員数の必要は、現在、十分に満たされているのか、残業するとかって部門によっては不足の状況があるのか、その辺はいかがでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 時間外勤務につきましては、それぞれの課、係におきまして、時期的、季節的な要因もありますので、ゼロになるということは事実上ありませんが、時間数の数字は今持っておりませんが、残業の時間外勤務の時間を低減してまいりたい、町はそのように考えております。

議長 井澤議員。

7番 井澤議員 このストレスの最たるものが、ストレスのチェック項目の一番最後のところに満足度っていうようなことがあって、仕事に満足だっていうこととか、仕事でひどく疲れるとかへとへととかだるいとかそんなような項目に対する回答もあったわけですけども、残業が過多にならないようなそれぞれの各課の人事配置、そして、残業の状況について、改善、管理していくことがこのストレスの調査において、値を改善していくかなと思いますけれども、人事としてはいろんなことを含めて、人事異動、昇格等を行うと思いますけれども、その辺のところを、

長い役場の人事管理の中ですが、今、この状況のなかで今の、先ほどちょっと質問ありましたけど、現在専任職員で115人という数字で、ほかに嘱託等の職員もいるわけですけども、115人という数字のなかで今、ここ10か年計画の来年が2年目に入りますけど、その辺のところのなかで十分な数字であるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

職員の人数につきましては、行政改革推進本部会議あるいは検討部会内部で毎年、時間をかけて協議をさせていただいております。近年ですと、平成27年のときに、保健福祉課福祉係ですとか、あるいは産業課の畜産係、あるいは、まちづくり課の防災係、あるいは観光商工課の新設等、あるいは税務課の収納対策係等、業務が多くなっているところにつきましては職員皆さんで協議した結果、人を増やしている状態であります。ただこれで終わりということではなく、今後も、さらに検討を進める。ただ、人件費の高騰につながることもありますので、そのバランスを十分勘案しながら、人事配置のことについては留意してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長

井澤議員。

7番  
井澤議員

人事配置について大変前向きな、お答えをいただきましたけれども、今こういうストレスっていう意味では仕事上のことあるし、家庭環境のことあるということもありますけども、世の中が仕事のことでも、要するに、専任職員については多分100%、パソコンを持って業務をしているということがあって、そういうなかで、庁内についても、あるいは外部からもメールっていうかたちで仕事が入ってくるっていうか、そういうなかで、これまでとやはり、何というか、仕事をする意味での電子化のなかで、環境が変わってるっていうことありますし、それから個人生活の中では、インターネット、スマートフォンとか、そういうこと、そしてテレビが一晩中何らかの、複数の番組で一晩中やっているということのなか、それからまたパチンコ等のギャンブルを含めて、そういう意味で、誘惑の多いこの社会環境じゃないかと思っておりますので、そういうなかでのめり込むとかいうことのなかで、朝起きるのが大変というようなそういうことで、ストレスが仕事の中に持ち込まれるっていう、そういう社会環境にあるかなと思っておりますけども、そういう意味で、ストレスチェックを年1回という義務付けなってますけども、その辺のところを、うまく運用していただいて、職員が体もそして心も健康で仕事に邁進していただく、そういうような環境を役場理事者としても進めていただきたいと思っておりますので、その辺についてこれらのことに関して、今後の見通しについてお考えをいただければと思います。

議長 井澤議員、今の質問の中で私生活に及ぶところまで、この質問の範囲に入るのはちょっとどうかと私は判断するんですけど。やはり役場としてここは今の質問は、役場の職員に対する勤務環境の整備、あるいは精神的支援体制ということで表題なっております、とにかく先ほどまでの、例えば残業関係とか、そういうことはそういうことで、言えるのかなというふうに思っていました。今は、ほかの勤務時間以外の関係にまで話が及ぶのはちょっと、違うのではないかなと。やはりそこまでいくと、それは個人の自覚の問題なるとないかなというふうに思いますので、その点については、省いたかたちのなかで、答弁をいただきたいというふうに思います。よろしいですか。

議長 総務課長。

総務課長 職員の精神的なストレスにつきましては、精神的なというか仕事上のストレスにつきましては業務に支障が及ぶ可能性がありますので、できるだけ私どもとしては、そういったかたちが低減できるように、努めてまいりたいと思います。今回労働安全衛生法の改正によりまして、義務付けられましたこのストレスチェックを、今、ちょうど始めたばかりですので、これからいろいろとその医師の面談等に移ったり、その後の展開もありますので、そのなかで今後に活かしてまいりたいというふうに考えております。

議長 井澤議員の質問は終了いたします。続きまして、8番四戸議員を指名します。四戸議員。

8番  
四戸議員 8番四戸でございます。高校の存続のことについてでございますが、教育長に対して、質問していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。我が平取町も、年々人口が減少しまして、少子高齢化も、どんどん進んでおります。これから先の時代を迎え、若い人も少なくなりまして、いろいろな分野におきましてもこの町に今までなかったような、大変厳しい時代を迎えているなど思っております。またその影響もございまして、平取高校におきましても、生徒数を確保していくことも、大変、厳しいときを迎えております。北海道の基本的な考え方は新たな高校教育に関する指針に基づきまして、中卒者の増減に適切に対応し、地域の実情などに応じまして、再編整備を行おうとしております。平取高等学校は、あくまでも、北海道の施設でありますので、今後の存続に向けましては、当然、道が考えていくことは、十分私も理解しております。その上で、質問に入りますので、よろしくお願いいたします。質疑で提出しました①についてでございますが、これについて伺いたいと思っております。平成28年度におきまして、平取高校への入学者は21名だったと伺っております。平成28年度は、平取、振内中学校におきまして、この5年間の中でも、一番生徒数

が少なかったようではございますが、そのことは入学する生徒数が、少なかったのが要因なのか、そのほかに何かの要因があるのか。まずその点についてでございますが、伺いたいと思います。また、平成29年度から、平成31年度の3年間の平取、振内中学校から平取高等学校へ入学する、希望人数はどの程度あるのか、これについても伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

質問のほうにお答えしたいと思います。平成28年度で平取高校のほうに入学した生徒数は、現在1年生で26名、2年生が19名、3年生が、34名ということになっておりますので、28年度で入学した人数が極端に少なくなっているということではございません。それとですね、28年度、29年の3月中学校を卒業する、子どもたちの数でございますけども、平取町全体で41名となっております。内訳につきましては平取中学校が30名、振内中学校が11名というふうになっております。また29年度での卒業生は49名、平取中学校で40名、振内中学校で9名、平成30年度では42名、平取中学校で33名、振内中学校で9名、平成31年度では44名、平取中学校35名、振内中学校が9名となっております。ちなみにですね、隣の日高町のほう、今までも日高中学校のほうから平取に来てたり富川から来てたりという子もおりましたので、そちらの数字のほうも今、数字をお知らせしたいと思います。平成28年度で隣日高町では107名、日高中学校10名、富川中学校で55名、門別、厚賀あわせて42名ということになっております。平成29年度では104名、日高中学校5名、富川中学校57名、門別厚賀で44名というふうになっております。30年度では103名、日高中学校13名、富川が56名、門別、厚賀で34名、31年度につきましては93名、日高中学校が2名、富川中学校60名、門別、厚賀が38名というふうになってございます。ちなみに日高管内では平成28年度で605名、29年度で583名、30年度で548名、31年度では520名ということで、子どもたちの数については段々少なくなっているという状況でございます。

議長

四戸議員。

8番  
四戸議員

ありがとうございました。いずれもこれから先、そういう生徒数が減っていくんじゃないかなという想像は、持っておりますけれども、②のことについてですが、平成29年度におきまして、教育委員会で、今年の10月ごろ平取中学校、振内中学校においての平取高校への入学希望者のアンケートをとったように聞いております。その結果は14名ぐらいだったとも聞いておりますけども、平成28年度より、生徒数が増えているなか、なぜ、希望者は14名なのか、その要因はどういうことなのか、そのことについて伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

お答えをいたします。平成28年度平取町内の中学校第3学年の進路希望状況ということで10月26日現在で調査をしているものがあります。これは管内全てでございますけれども、その中で平取高校への希望は14名、というふうなかたちで出てきております。内訳につきましては平取中学校が9名、これは30名中です。振内中学校が5名、11名中というふうになっております。他町からの希望はないというような状況です。ちなみにそのほかの進路状況ということで平取中学校では、静内高校に3名、富川に2名、苫小牧東に1名、苫小牧南2名、苫小牧西1名、苫小牧の総合経済に1名、苫小牧高専に1名、札幌の公立に1名、道内の公立に1名、道内私立に7名、高等養護に1名というふうなかたちになっております。振内中学校では、札幌の公立に3名、道内の私立に1名、未定が2名というかたちになっております。これは10月段階の進路希望ということでございまして、最終的な進路希望状況につきましては今月中に出てくることになるというふうに思っております。ただ振内中学校からの連絡で未定の2名のうち1名が平取高校を希望してるという話を聞いておりますので、現段階では15名が平取高校を希望するようなかたちかなというふうに思っております。また今月中に、進路の変更だとかそういう部分が出てきますので、その数字が若干変わっていくかなというふうに思っております。平取町内の中学校からの平取高校への進学率につきましては、これまでも大体平均すると4割程度ということで、28年度の第3学年につきましては、15名ほどということで4割にも達してないということなんですけれども、その要因については、いろいろと要因はあろうかと思えます。先ほど、教育行政報告の中でも報告させていただきましたけれども、町内の子どもたちの学力は着実に伸びてきているというような状況があつてですね、伸びた段階で、札幌ですとか苫小牧の公立高校に進学したいというような希望もございまして、私立単願で出してる子どもたちも増えてる。またスポーツだとか文化の関係で、そういうことができる学校へ希望するという生徒がいるということもありますので、なかなか単年度の部分で、少なくなった要因という部分については分析しにくいところではございますけれども、現状そういうふうなかたちになってございます。

議長

四戸議員。

8番  
四戸議員

今、教育長の答弁で地元の高校に進学しない、進路希望ほかの高校へ行っているということもわからないわけではございませんが、まだそのほかに私は要因があると思って私自身考えております。それはどういうことかということ、今年の9月頃ですか、親水公園にて私の愛犬と散歩をしてることでございました。10人ほどの平取高校の男子の生徒とお会いしました。時間は午後の3

時過ぎごろだったと思いますが、そのとき私は、高校生の生徒と、いろいろとお話をいたしました。その中の話の中で、この時間私は学校でのクラブ活動に入部していないのかということを知りました。その答えとしては、平取高校におきましては、校内においては、バドミントンクラブを含めて3クラブの活動がありますが、外でのクラブ活動はないと。例えば、野球やサッカーなど外での部活があれば、との答えをしている高校生もおりました。その答えの中にも、生徒数が増えない要因があるのではないかと、そういう思いも私があります。そういう思いのなかで、私の最後の質問に入りたいと思います。このことにつきましては13日のスポーツ新聞に書かれたこととさせていただきます。最近自民党のスポーツ立国調査会というのがございまして、学校運動部の指導に外部の人材の活用を進めているそうでございます。その考え方としては、教員の、要するに負担増や少子化が問題となっている中学校、高校の部活動が民間クラブのコーチの参加促進によりまして、活性化することが期待されております。このごろの中学校や高校におきましても、競技の、要するに専門的な知識を持たない教員が顧問として務めているケースが多くなっております。また教員の長期労働時間の原因ともなっております。こうした状況を解決するため、要するに部活指導に国家資格の制定が浮上しております。このことにつきましては、地域のスポーツの活性化法案として、29年度の秋に議員立法で、国会に提出を目指していると書かれておりました。私たちのまち平取町は全国的にも珍しく、平取高校からあまり遠くない場所に平取カントリークラブがあります。これを高校のクラブ活動に利用できないか。一度、私はゴルフ場の幹部の方々といろいろとお話をさせていただきました。もし万が一、平取高校にゴルフクラブができた場合、地域にあるゴルフ場として、協力していただけないか伺いました。その答えとしては大変協力的な答えが返ってきました。ゴルフ練習場は無料で2時半を過ぎたらコースに回れる人は無料で、さらには指導もしていただけるということでございました。この件につきましては、3年前の総務常任委員会の中で、私は発言していると思います。そのとき、町長は進学校を目指して外部から生徒を入れるような発言もされております。地域にあるゴルフ場を利用させていただくための、特色ある学校づくりに少しでも高等学校の支援につながると私自身は今でも考えております。教育長は平成28年度の教育行政執行方針の中におきましても、教育行政に臨む基本姿勢について、申し述べております。その基本的な理念、また平取町の歴史風土や文化を愛する心豊かな人づくりを目指し、さらには、町行政との連携のもとに、総合的な、教育行政の推進に努めてまいりますと述べております。そのような考え方のもとで、質問に入りたいと思います。平取町は、現在高校への支援として制服、さらには通学の支援をしております。これから先ですね、平取高校の存続に向けまして、特色のある学校づくりなどについて、町としてはどのような支援策を考えているのか伺いたいと思います。

議長

教育長。

教育長

お答えをしたいと思います。北海道教育委員会につきましては高校教育推進検討会議の答申に基づき、国際化、高度情報化の進展、社会の変化や生徒の能力、適性、興味、関心、進路希望の多様化、中学卒業者の減少など、高校を取り巻く環境の変化に対応し、未来を担う人材を育むための高校教育の基本的考え方や施策を示すために平成18年8月に、新たな高校教育に関する指針を作成しております。その中で高校配置の考え方について示されておりまして、それをもとに現在公立高等学校配置計画が策定され、現在平成29年度から平成31年度までの配置計画が今年9月に出されたところでございます。日高学区の高校配置計画ではこの3年間の学級の増減はゼロというふうになっております。ただ32年から35年までの4年間の見通しとしてはゼロから1学級相当の調整が必要となってございます。そのことから平取町としましては平取高校を存続させていくためにも、現在の意義や特徴ある高校としてのアピールを強く行っていくことが、重要と考えているところでございます。その中でも特に問題となる点については生徒数でございまして、平取高校は平成20年度から静内高校をセンター校とする、地域キャンパス校として教育活動の推進が図られてきております。再編の基準が20人未満となっていることから、ハードルはかなり厳しい状況でございまして、新たな高校教育に関する指針が10年を経過しているということで現在見直しを図られるというようなことから、地域キャンパス校のある自治体で連絡会議を立ち上げまして、人数要件の緩和を中心とした要望書を道教委に提出することとし、関係機関に対しても要請活動を展開していくことが決定をしております。具体的には再編基準20人未満を10人未満にしていきたいというような要請を今後行っていくというふうになってございます。それと並行して、特色ある教育活動や他校との差別化を図るためにも、地域と一体となった支援を行っていくことが重要と認識しているところでございます。高校存続に向けて、特色ある学校づくりのための支援につきましては、現在まで、四戸議員おっしゃったとおり、遠距離通学生徒の通学費補助事業、これは公共交通機関の乗車区間が片道6キロ以上の生徒に対して、定期購入費から月額1万円を控除した額の補助を行っております。現在平取高校では対象生徒47名、予算額で674万ほどの金額をあげております。また各種資格検定等補助事業として介護職員の初任者養成研修講座の受講料として、5名分予算で90万、それ以外の資格検定料、漢字検定とか英語検定とかありますけれども、これを全生徒を対象に100万円ほど、制服等の購入費補助事業として、新1年生を対象に1着7万円を限度として210万円を予算計上してございます。また部活動費補助事業として年間50万円の補助、見学旅行の参加費の補助事業として66万円、これは1人12万円を基準として4分の1、一人に対して補助するというようなかたちになってございます。また、平取高校の教育振興会補助事業として年間80万円の補助をしていっております。

す。新入学性の祝い品贈呈事業ということで新1年生には電子辞書を贈呈する事業を行っております、これについても年間の予算90万ほど、1台当たり3万円程度の電子辞書を贈呈しているようなかたちになっています。また学力向上のサポート事業としまして、町採用の外国語指導助手ALTの派遣ということで、週に2回、2日間ですね、高校のほうに派遣をしているようなかたちになっております。また町有バスの利用貸し出し事業として年間12回を限度として平取高校の行事等に貸し出しを行っているような状況になっております。その他にもいろいろとやっておりますけれども、今年度は平取高校に対する、町内の小中学校の保護者、また一般町民へのアンケートを実施しております、平取高校のホームページのほうにその結果出ておりますけれども、12月、1月号の広報にその結果概要を載せているというような状況になってございます。その中で先ほど四戸議員言いました外部のですね、そういう方の協力、いろんな部分で指導している方の協力を仰ぎたいということで、そういうことができる方の募集というか、お知らせくださいというようなかたちの部分も設問の中にございました。また、中高校生の議会への参加ということでまちづくり議会ですね、そちらのほうに高校生も参加してもらっているようなかたちでございます。本年度は代表4名が参加しておりました。また教育委員会のほうで実行委員会のほうで、高齢者フォーラムというのを10月に実施しまして、そちらのほうにも、生徒会、ボランティア部などから10名が参加をしております。また、千葉議員の質問にありました北大のサポートの関係でございまして、8月には進路相談ということで、北大生が直接高校のほうに行って生徒に学校の状況ですとか、高校のときの勉強の仕方等も相談に乗ってるといようなかたちでした。またシドニー大学との国際交流ということでシドニー大学から7名10月に平取町に来ておりましたので、その大学生が高校に行って3年生、2年生、1年生と交流をしているようなかたちでございます。また平取高校にあるトマトクラブの活動支援ということで、毎年びらとりトマト和牛フェアというのを札幌ファクトリーで実施しておりますけれども、そちらのほうに来ていただいて、高校生が考案したレシピで、スイーツですね、今年は米粉のシフォンケーキっていうのを作ってございましたけれども、その試食会を実施したり、びらとり沙流川まつりに出店をしてもらって、びらとり黒豚使用のタンドリーポーク丼を販売してもらったといようなかたちでございます。またトマトクラブの新レシピの試食会に町からも参加しているような意見を言ってきてるといようなかたちでございます。また道教委が行っておりますふるさとキャリア教育推進の指定校ということで、平取小学校、中学校、平取高校を含めて指定校になって、平取の産業ですとか文化だとかそういう部分を十分子どもたちに知っていただいて、ふるさとに誇りを持てるような、子どもたちになってもらうといようなかたちの事業をしております。これは全道14管内ごとに1市町村決めてやっていると、日高管内は平取町が指定になってるところでございまして、そのような支援活動をやっている

っております。四戸議員言ったとおり、部活動のほう、そちらのほうは現在、バドミントン部が5名、卓球部が10名、バスケットボール同好会、これは同好会ということで人数はちょっと少ないんですけども2名というようなことでございます。また文化部ではボランティア局で20名、トマトクラブで14名、来年1月に入ってからになりますけども、書道の同好会というのを立ち上げたいということで、5名ほど、そちらの会入りたいというようなかたちで今部活動を行っているような状況でございます。先ほど四戸議員言ったゴルフ場の関係ですけども、ゴルフ場が近くにあるということで、以前平取中学校のクラブ活動でゴルフというようなことで、子どもたちに平取のゴルフ場、平取カントリーのほうを利用させてもらって、クラブ活動やっていたということもございました。そのときはゴルフ場の協力によって打ちっ放し場だとか、コースに直接出たりだとか、また指導する方も町民の方いっぱい来ていただいて指導していたというかたちで、実際にはやっておりました。なかなか道立高校ということもありまして、町自体が実施するということで全てうまく行くわけではないんですけども、そういう資源があるということで、もし高校のほうも、そういうのに協力というか、やることが可能であればですね、地域としては協力していきたいというかたちで思っておりますので、今後もそういう高校に対する支援を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

四戸議員の質問は終了いたします。以上で通告のありました議員からの質問は全て終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。日程第6、議案第1号平取町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉  
課長

それでは、議案第1号平取町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例についてご説明いたします。議案書1ページをお開き願います。平取町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例を次のとおり制定するものでございます。まず提案理由でございますが、本年度より事業を進めております平取町生活支援ハウス、振内地区の整備事業について、株式会社富川グロリアホームと6月29日に事業契約を締結し、現在建設中であり、平成29年3月に完了する予定でございます。この後ですね、供用開始に向けて2月から入居申し込み等の手続き関係を進めたいと考えておりますので、本定例会に提出するものでございます。2ページをお開き願います。内容についてご説明させていただきます。第1条、趣旨でございますが、この条例は地方自治法第244条の2の規定に基づき、平取町生活支援ハウスの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとします。2条、目的、設置でございますが、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者の福祉増進を図ることを目的としております。別表1、5ページになりますが、この事業所の番地等が記載されております。振内

町31番地17ということになります。第3条、ハウス事業の人員、設備及び運営に関する基準であります。これにつきましては、国が定める生活支援ハウス運営事業実施要綱に定める基準をもって、その基準とすることにさせていただきます。この要綱におきましては、今現在施設を建設中の施設整備の基準及び運営に関する基準が定められているものであります。第4条、入居の資格ということになります。これにつきましては、町内に住所を有する60歳以上の者、ひとり暮らしの者又は家族から援助を受けることが困難な者、それから高齢のために独立して生活することが不安のある者など、5項目に該当する者であります。第5条のサービス等ありますが、これにつきましては、住居の提供、生活、健康の管理、通所介護、訪問介護等介護サービス及び福祉サービスを必要とする場合の利用の手続き等を援助するというところでございます。次に3ページをお開き願います。7条の入居の決定等ということですが、これにおきましては、入居の決定にあたっては、平取町地域包括支援センター地域会議設置要綱に規定する平取町地域包括支援センターの地域ケア会議の審査を経て、行うものとしたします。これにおきましては第3条で説明しました国の生活支援ハウスの運営事業の実施要綱にこの地域ケア会議を活用しなさいということであつたおきましておりますので、こういうかたちで記載させていただきます。次に第9条の入居の取消ということですが、これにおきましては入院等による期間が3か月を超えた場合、また、負担金を3か月以上滞納した場合など5項目に該当するものということになります。次、第10条の利用料及び管理費でございますが、これは5ページをお開き願います。別表2で第10条関係ということで、記載させていただきます。この中で居室管理費、月額2万円ということになります。これは居室が1万円、管理費が1万円、合計2万円ということになります。続きまして光熱水費、食事につきましては、実費等を負担していただくということになります。次、暖房費ですが、これは11月から翌年の4月まで月3千円ということになります。次に施設利用の事務費ということになります。これは次の下の表になります。AからNまでございます。これは対象収入による階層の区分ということになります。収入において、この記載されてる金額を負担していただくということになります。この収入におきましては、通常租税それから社会保険料、医療費等の必要経費を除くということになります。続きまして3ページに戻っていただきまして、第12条の指定管理者による管理ということになります。これにおきましては、指定管理において、実施していくということになります。次、4ページになります。第14条のショートステイ事業の実施ということになります。これはハウスの空き部屋を利用して、ショートステイを利用していただくということになります。それにおきましては家族において、当該高齢者を介護できないため、など保護期間としては7日間以内ということになります。理由的には、(1)、(2)であります。介護している家族の社会的理由、それから介護している家族の私的な理由ということになります。ですがこれにおきまして

は事前に平取町地域包括支援センターに総合相談を受けた後に、ショートステイを利用ということになります。そしてこのショートステイの利用料ということですが、先ほどの5ページになります。別表3に管理費など1日3千円、それから食事代400円ということになります。次、その他ということで第15条、この条例に定めるほか必要な事項は町長が別に定めるということになります。附則におきましては、この条例は平成29年1月1日から施工することになります。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。5番藤澤議員。

5番藤澤議員 5番藤澤です。他愛の無い難しい質問だと思いますが、2ページ、第4条の入居資格(4)、後段の交流や地域活動に積極的に参加する者と断定してありますが、これは期待値であろうと思いますが日常の通常の生活ができる方という解釈でよろしいかと思われませんが、いかがでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。基本的には通常の生活ということになるかと思いますが、基本的に生活支援ハウスの中で、今後とも介護予防教室だとか、そういうかたちで行う予定しておりますので、そのボランティア的なことの手伝いということもありますのでその辺を了解得た上で、入居していただくということになります。

議長 ほか、9番松澤議員。

9番松澤議員 4ページのショートステイ事業の実施のところで、ハウスの空き部屋とありますけども、こちらは、どういうお部屋になるのでしょうか。ハウスの空き部屋及びショートステイのために整備したベット等を利用して実施するとありますけども、ハウスの空き部屋というのはどういう場所になるのでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 お答えいたします。この生活支援ハウスの中に、交流室又は医療目的の部屋がございますので、そこを利用したなかで、こういうショートステイをしていくということで考えております。

議長 松澤議員。

9 番  
松澤議員 交流の部屋をショートステイのために使うということはショートステイの方が来ると交流する部屋を使えないということになると思うんですけども、ショートステイ用の部屋をちゃんと確保するということはできなかつたんでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉  
課長 基本的に交流施設ということになりますと、日中の交流スペースということで考えておりますので、夜の分については使わないということのなかで、このショートステイを利用するということになります。

議長 ほかがございませんか。ないようですので、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありますか。  
(討論なしの声)  
討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  
(賛成者挙手)  
挙手多数です。従って、日程第6、議案第1号平取町生活支援ハウス設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決しました。  
先ほどの一般質問の井澤議員の質問について、総務課長のほうから答弁を求められておりますので答弁を認めます。総務課長。

総務課長 先ほど、井澤議員のご質問にお答えできなかった点についてお答えさせていただきます。平成27年度におきまして、平取町職員が、時間外勤務を行った月最大1人当たりですね、月最大の時間数は99時間であります。ちなみにその職員の年間の時間外勤務の合計時間数は402時間となっております。季節的要因あるいは時期的な要因、によるものというふうに考えております。以上です。

議長 それでは日程第7、議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長 議案第2号平取町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の18ページをご覧ください。平取町税条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。次のページをご覧ください。それでは、平取町税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。このたびの改正は平成28年度税制改正において、国税における国際課税制度の改正を踏まえた見直しが行われ、外国との相互主義に基づく二重課税の排除にかかる措置の創設など、地方税法の定めによるもののほか、条例において定めることとされております

ものについて、平取町税条例において規定する必要がありますことから、条例を一部改正するものであります。改正内容につきましては改正に伴う改め文及び新旧対照表での説明を省略させていただき、お手元に配布しております議案第2号資料により説明をさせていただきますので、そちらの資料をご覧願いたいと思います。はじめに改正の理由であります、「所得税法等の一部を改正する法律」及び「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令」並びに「所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」の施行に伴い、平取町税条例の一部を改正する必要がありますものであります。次に改正の概要であります。国では租税条約を結ぶことができない台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するために、平成27年11月26日に日台民間租税取決めが締結されたことを受けまして、台湾との間の二重課税を排除する等のための措置を講ずることとし、所得税法をはじめ、関連法について主要の改正を行いました。今回の改正ではこの法改正を受けまして、自治体で定めるべき町民税の課税について規定するものであります。改正する条名、内容について表により説明したいと思います。表の上段、左から条名、見出し、内容となっております。附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る取得について、分離課税する条文を整備するものであります。次に、附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、附則第20条の2を新設することに伴い、条を繰り下げるものであります。附則について説明させていただきますので、議案書に戻り、22ページをお開き願います。附則としまして、この条例は29年1月1日から施行するものでございます。第2項におきましては経過措置を規定しているものでありまして、この条例による改正後の平取町税条例附則第20条の2の規定は平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき、外国居住者等の取得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に基づく特例適用利子等、又は特例適用配当等に係る個人の町民税について適用するものであります。以上、議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第7、議案第2号平取町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第8、議案第3号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第3号平取町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案書の32ページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正しようとするものです。次のページをご覧ください。平取町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、その改正理由をご説明申し上げます。このたびの改正は、先ほど、議案第2号の町税条例の一部改正でご説明を申し上げましたことに伴うものでありまして、町民税で分離課税される特例適用利子等又は特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の額の算定や軽減判定に用いる総所得金額に含めることとしたものであります。条文の内容についてご説明申し上げますので35ページの新旧対照表をご覧ください。附則第10項及び第11項については、法律の改正にあわせて新設されたものでありまして、附則10項については特例適用利子等について、11項では特例適用配当等に係るものでありまして、それぞれ、町民税で分離課税される特例適用利子等又は特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割の額の算定や軽減判定に用いる総所得金額に含めることと規定したものであります。次のページをご覧ください。改正前の附則10項、11項を附則12項、13項としたのは、附則10項及び11項を新設したことに伴う、項の繰り下げによるものであります。次に戻っていただきまして、34ページをご覧ください。附則といたしましてこの条例は平成29年1月1日から適用するものであります。第2項につきましてはこの条例による改正後の平取町国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は平成29年1月1日以後に支払いを受けるべき、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律に基づく特例適用利子等又は特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用するものであります。以上で議案第3号平取町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げましたのでご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第3号平取町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第9、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

それでは職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、別紙資料に基づきご説明いたしますので、議案第4号説明資料をご覧くださいと思います。これは、本年度、平成28年度の人事院勧告に基づき、国の「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」が一部改正されたことに伴い、町の条例を一部改正しようとするものであります。一番左の区分であります。はじめに1、介護時間について、現在、この規定はありませんが、改正後におきまして職員の配偶者・父母・子・祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母などを介護する場合の短時間休暇を設けるものであります。改正後は、職員が要介護者の介護をするため、連続する3年以内において1日につき2時間を超えない範囲内で、勤務しないことが認められる場合の休暇を新設するもので、介護時間を承認され、勤務しなかった時間は、これを無給とするものであります。次に2、介護休暇であります。配偶者・父母・子・祖父母・兄弟姉妹・配偶者の父母などを介護する場合、改正前は、介護休暇の期間は、介護を必要とするひとつの継続する状態ごとに、連続する6か月以内に1回取得できるものでありましたが、改正後はこれを、介護休暇の期間は、介護を必要とするひとつの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6か月以内とし、回数を拡大するものであります。続いて3、育児又は介護等に係る子の範囲であります。改正前は「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」及び「育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限」の規定の対象となる子の範囲は、現在法律上の親子関係にあるものであります。改正後は、これに①職員が特別養子縁組の成立に係る監護を現に行う子、②里親である職員に委託されており、かつ、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している子、③その他これらに準ずる者として法律上の親子関係に準ずる関係にある子を対象にするもので、厳密に法律上の子でなくてもこれと同等の者を子の範囲に加えようとするものであります。4、施行年月日は平成29年1月1日とするものであります。以上、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたしましたので、ご審議のほどよろしく願います。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第5号平成28年度平取町一般会計補正予算第7号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第5号平成28年度平取町一般会計補正予算第7号につきまして、ご説明申し上げますので、議案書の46ページをお開きいただきたいと思います。第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出にそれぞれ8461万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ63億7524万3千円にしようとするものであります。第2項におきまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものとし、第2条において、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものとしてあります。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書の54ページ上段をご覧くださいと思います。科目は、2款1項1目一般管理費1節報酬201万6千円の減額であります。これは、準職員1名が年度途中で退職したことによるものであります。2節給料906万2千円の減額、これは人事院勧告に基づく給与改定による一般職の月額給料の増額から、28年度当初予算編成時には明らかでなかった職員の退職による減額、これを差し引いたものであります。3節職員手当772万6千円の増額は、人事院勧告に基づく給与改定による勤勉手当の増額及び災害対応等の時間外勤務手当の増額によるものであります。4節共済費827万5千円の減額、これは共済組合追加費用負担金の率が引き下げとなったことによるものであります。19節負担金、補助及び交付金1162万7千円の増額、これは当初予算編成時には明らかでなかった職員の退職による退職手当組合の負担金が増加したことによるものであります。以上、各節の増減差引きの結果、1目一般管理費合計での補正額はゼロとなるものであります。続いて、下段2款1項5目町有林造成費17節公有財産購入費1110万円、国による地域活性化事業の国土保全・環境林公有化事業として、本町及び二風谷にある合計89.54ヘクタールの山林を水源涵養・環境林として、新たに町が取得するものであります。次に、55ページ上段2款1項9目企画費17節公有財産購入費229万4千円、旧振内営林署跡地にある土地建物を取得するもので、移住定住施策や交流エリア拡大の一環として、町は従来から旧振内営林署の住宅や敷地について、国から払い下げを受けておりますが、このたび旧営林署の署長住宅及びその敷地を町が取得するもので、土地1371.06平方メートル、建物77平方メートル、その他工作物等を対象とするものであります。19節負担金、補助及び交付金150万9千円の増額であります。これは生活交通確保対策事業費補助金で、町内を走るバス路線の乗車人数の減による運賃収入の減少によって、バス運行事業の赤字が当初予算より増加した

ため、町民の足の確保の観点から、事業を行う道南バス株式会社に対して、町から必要な補助金を追加交付し、町内の生活バス路線の維持を図ろうとするものであります。当初予算においては前年度の実績に基づいて赤字の補填に必要と見込まれる金額を計上しており、28年度のこの補助金予算に関する事業収支の算定期間である平成27年10月から28年9月における1年間の決算において、1950万9千円の赤字が生じ、当初予算の1800万円との差額である150万9千円をこのたび計上するものであります。9目企画費合計で380万3千円の増額であります。続いて55ページ下段5款2項4目林道費15節工事請負費175万1千円の増額であります。林業専用道・芽生線開設工事において、当初計画では想定していない箇所において湧き水による法面崩落が発生したことにより、その対策工事が新たに必要となったためであります。次に、56ページ上段6款2項1目観光振興費19節負担金補助、及び交付金、平取町観光協会補助金30万7千円の増額であります。町からの補助によって観光協会が雇用している専従職員の人件費について、退職共済掛金等の予算に不足が生じることとなったために、このたび補正するものであります。続いて、下段、8款1項1目消防費19節負担金、補助及び交付金、日高西部消防組合負担金1047万8千円の減額であります。消防組合会計において、平成27年度の不用額917万9千円を28年度に繰越することにより歳入の増額補正を行う一方、歳出で職員共済費の負担率変更による支出の減額、NTT回線使用料の減額、消防自動車購入に係る入札結果による執行残など、129万9千円の歳出減額補正することになったため、町から消防本部に対して支出する負担金を減額しようとするものであります。次に、57ページ上段10款1項1目現年発生災害復旧費11節需用費修繕料93万2千円、これは8月22日から23日の台風9号による公共土木施設の復旧に係る予算補正であります。道路3か所、橋梁1か所、計4か所の単独災害に係る工事費であります。15節工事請負費3307万9千円、公共災害復旧工事道路1か所、河川1か所、橋梁1か所、単独災害復旧工事道路2か所、河川11か所、橋梁1か所、以上1目現年発生災害復旧費合計で、3401万1千円の増額であります。内容につきましては、別紙内訳資料をご覧くださいと思います。続いて下段10款2項1目林業施設災害復旧費13節委託料346万3千円、これはその他林道旭線災害復旧事業測量設計委託料及び森林管理道・二風谷線地すべり調査委託料において、事業費が不足することにより予算を増額するものであります。15節工事請負費456万1千円、その他林道旭線の補助災害復旧工事に要する経費を補正するものであります。1目林業施設災害復旧費、合計で補正額は802万4千円となるものであります。次に58ページ上段、10款2項2目農業施設災害復旧費11節需用費、修繕料700万円は、排水路など13か所の災害復旧工事、15節工事請負費2100万円は、農業排水路など27か所の単独災害復旧工事で、19節負担金、補助及び交付金560万円は、小規模農地等災害復旧事業費補助金で、土砂排土など9か所について、災害復旧する申

請者に対して、1か所70万円を上限として町が事業費の2分の1を補助するものであります。以上、2目農業施設災害復旧費、合計の補正額は3360万円となるものであります。内容については、別紙内訳資料をご覧くださいと思います。続いて、下段12款2項8目平取町金券基金積立金25節積立金250万円の増額であります。これは、子育て支援医療費還元事業に係る金券について、28年度における現在の執行残が50万円程度であり、今後において、300万円程度の支出が見込まれることから、不足する250万円の金券交付に対応するため、必要な費用を金券基金に積み立てるものであります。歳出については、以上です。一方、歳入につきましてご説明いたしますので、50ページ上段をお開きいただきます。10款1項1目地方交付税1節地方交付税1773万5千円、これは、規定予算に比べ、普通交付税が1773万5千円増額する見込みであることから、これを本補正予算の財源に充てるものであります。続いて、下段14款1項2目災害復旧費国庫負担金1節現年発生災害復旧費負担金1296万円、これは57ページ上段でご説明いたしました公共災害復旧工事業費の80%に相当する金額が国庫負担金として、町の収入となるものであります。次に、51ページ上段15款2項4目農林水産業費道補助金5節林道費補助金87万5千円、これは55ページ下段でご説明いたしました林業専用道芽生線開設工事費175万1千円の50%に相当する金額が北海道から町に補助されるものであります。続いて、51ページ下段15款2項8目災害復旧費道補助金1節農林水産業施設災害復旧費補助金364万8千円であります。これは、57ページ下段でご説明いたしました補助災害復旧工事その他林道旭線災害復旧工事業費の80%に相当する金額が北海道から町に補助されるものであります。次に、52ページ上段21款1項1目総務債1節総務債1140万円であります。生活交通確保対策事業は、55ページ上段でご説明いたしました道南バス株式会社に対する生活交通確保対策事業費補助金150万9千円に関する起債で、ほぼ全額の150万円の財源を過疎債に求めるもので、元利償還額の約70%が交付税に算入措置されるものであります。水源林公有林化事業は、54ページ下段でご説明いたしました水源涵養・環境林取得費1110万円の約90%にあたる990万円を地域活性化事業債に求めるもので、これは、元利償還額の30%に相当する金額が交付税算入措置されるものであります。続いて、52ページ下段、21款1項3目農林水産業債2節林業債80万円であります。これは、55ページ下段でご説明いたしました林業専用道芽生線開設事業の補助残の財源のほぼ全額を過疎債に求めるもので、元利償還額の約70%が交付税算入措置されるものであります。次に、53ページ上段21款1項9目1節公共土木施設災害復旧事業債2080万円、2節農林水産業施設災害復旧事業債1640万円、9目合計補正額3720万円で、これは57ページから58ページでご説明いたしました災害復旧費の財源となるものであります。53ページ1節公共土木施設災害復旧事業債は補助災害復旧事業で320万円、同じく単独災害復旧事業で1760万円、合

計 2 0 8 0 万円を現年発生公共土木災害復旧事業債という起債に求めるものであります。補助災害復旧事業については、元利償還額の約 9 0 %が交付税に算入措置され、単独災害復旧事業については、約 8 0 %が算入されるものであります。2 節の農林水産業施設災害復旧事業債は、林業施設災害復旧事業で、2 8 0 万円、同じく農業施設災害復旧事業で、1 3 6 0 万円、合計補正額 1 6 4 0 万円を現年発生農業施設災害復旧事業債に求めるもので、これは、元利償還額の約 8 0 %が交付税に算入措置されるものであります。歳入歳出予算の事項別明細書の説明は以上です。次に、4 8 ページの第 2 表地方債補正をご覧くださいと思います。これは、本補正予算のうち、バス路線維持のための生活交通確保対策事業、芽生地区の林業専用道開設事業、公共土木及び農林業施設の災害復旧事業、及び水源林公有化事業の各事業に関する起債の目的、補正前と後の限度額、補正後の起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ明示したものであります。以上、平成 2 8 年度平取町一般会計補正予算第 7 号につきまして、ご説明申し上げましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第 1 0、議案第 5 号平成 2 8 年度平取町一般会計補正予算第 7 号は原案のとおり可決しました。

日程第 1 1、議案第 6 号平成 2 8 年度平取町簡易水道特別会計補正予算第 3 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道  
課長

議案説明の前に、別紙の平取町簡易水道特別会計に係る消費税の修正申告説明資料をご覧くださいと思います。今回の補正につきましては、平成 2 3 年度から平成 2 7 年度までの 5 年間の消費税の修正申告に係る追加納税のための補正予算でございます。修正申告が必要となった理由といたしましては、大きく 2 点ございます。1 点目は、課税仕入財源割合計算を正しくは、表の左側ですべきところを右側の計算式を用いて行ってしまったこと。2 点目といたしましては、一般会計からの繰入金を表左側の 4 種類に仕分けする過程で誤った分類をしてしまったことによるものでございます。いずれにいたしましても法的解釈や見解の相違による部分もございりますが、今回の申告の際に指摘され、それらを修正し再計算したところ表 2 の修正額内訳書のとおり追加納税額 4 1 2 万 3 9 0 0 円と、延滞税 1 1 万 5 2 0 0 円を合わせた 4 2 3 万 9 1 0 0 円を追加納税する必要が生じたことによるものでございます。議案書の 6 1 ページを

ご覧願います。議案6号平取町簡易水道特別会計補正予算第3号につきましてご説明申し上げます。第1条、歳出予算の補正であります。歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表 歳出予算補正」によるとしております。歳出事項別明細のご説明を申し上げますので64ページをご覧願います。2、歳出につきましては、1款1項1目一般管理費におきまして、424万円の増額であります。27節公課費424万円の増額であります。これは消費税の修正申告に伴う納付金額でございます。2款1項1目維持管理費におきまして、92万4千円の減額であります。内訳は11節需用費、修繕料におきまして、40万4千円と、13節委託料52万円の金額をあわせたものでございますが、これは追加納税に係る財源確保のため、今後の執行見込み等を勘案した結果、減額補正するものでございます。2款1項2目建設改良費におきまして、331万6千円の減額であります。13節委託料、331万6千円の減額であります。水道事業経営戦略計画書、当初は委託で策定する予定でございましたが、自前で作成することにより生じる額を同じく追加納税の財源確保のために減額補正するものでございます。62ページの第1表をご覧願います。歳出の総額は3億6824万5千円と変わりませんが、科目間での増減となっております。以上、補正予算について説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。5番藤澤議員。

5番藤澤議員 5番藤澤です。ただいまの説明については、十分な内容をもって理解はするところでありますが、この見間違いによる作業等についてのまあこれは正式の場でございます。正式の説明でございますので、謝罪のことを添えて申し述べるのが正常なかたちの説明ではないかと思われま。その判断をお聞きしたいと思ひます。

議長 建設水道課長。

建設水道課長 ご指摘のとおり、今回の修正に関しては謝ることが最初だったかと思ひます。申しわけございません。それとですね、この申告に関しては毎年度、例えば毎年度の9月いっぱいには申告するんですけども、今年9月に申告に行った段階でチェックを受けまして、ちょっと間違いが発覚したということで、その過程は毎度毎度9月に申告を出してチェックを受けて申告してたんですけども、今回の申告でちょっと間違いが発見して、過去はどうなってるのっていうことで遡って調査された結果、こういう申請となりました。申しわけありません。

議長 5番藤澤議員。

5 番  
藤澤議員

ただいまの回答、お言葉で十分であります。私どもも、常日ごろ決算審査等もございまして、私どもも気をつけていかなきゃならないとあえて苦言を申し上げましたので、ご理解をいただきたいと思っております。答弁は必要ありません。

議長

ほか、ございますか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第 11、議案第 6 号平成 28 年度平取町簡易水道特別会計補正予算第 3 号は原案のとおり可決しました。

日程第 12、議案第 7 号平成 28 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 2 号を議題とします。提案理由の説明を求めます。病院事務長。

病院事務  
長

議案 66 ページをご覧願いたいと思っております。議案第 7 号平成 28 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 2 号をご説明いたします。第 1 条、平成 28 年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第 2 号を次に定めようとするものでございます。第 2 条、平成 28 年度平取町国民健康保険病院特別会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入、第 1 款病院事業収益、既定予定額 7 億 5 2 5 0 万 3 千円、補正予定額 1 8 1 9 万 5 千円の減額で、計 7 億 3 4 3 0 万 8 千円となります。第 1 項医業収益の補正となり、既定予定予算額 4 億 4 3 8 9 万 3 千円、補正予定額 1 8 1 9 万 5 千円の減額で、計 4 億 2 5 6 9 万 8 千円となります。次に、支出になります。第 1 款病院事業費用、既定予定額 7 億 5 2 5 0 万 3 千円、補正予定額 1 8 1 9 万 5 千円の減額で、計 7 億 3 4 3 0 万 8 千円となります。第 1 項医業費用、既定予定額 7 億 4 9 9 5 万 1 千円、補正予定額、1 8 1 9 万 5 千円の減額で、計 7 億 3 1 7 5 万 6 千円となります。第 3 条、予算第 7 条に定めた経費、議会の議決を得なければ流用することのできない経費となりますが、その金額を次のように改めるものです。職員給与費、既定予定額 5 億 5 5 8 万 5 千円、補正予定額 1 8 1 9 万 5 千円の減額となりまして、計 4 億 8 7 3 9 万円となります。次のページをお開き願います。平成 28 年度平取町国民健康保険病院特別会計予算実施計画変更となります。補正予定額は記載のとおりでありますので、詳細は次のページからの説明書により説明いたしますので省略させていただきます。次のページをご覧願いたいと思っております。収益的収入の第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益、第 3 目その他医業収益でございます。補正前の額が 5 0 6 7 万 2 千円、補正額が 1 8 1 9 万 5 千円となり、計 3 2 4 7 万 7 千円となります。今回の支出の減額補正に伴い、その他医業収益を 1 8 1 9 万 5 千円

減額するものです。次に、支出になります。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費になります。補正前の額が5億558万5千円、補正額が1819万5千円の減額で、計4億8739万円となります。給料表の改定と勤勉手当の支給率の改定などにより、所要額を精査し補正するものとなります。第1節給料となりますが給料表の改定による増額、所要額精査による減額等をあわせまして、172万6千円の減額となります。第2節手当となりますが給与改定による支給率の改定その他所要額の精査を行い、あわせて9万1千円の減額となります。4節法定福利費となりますが共済組合負担金、共済組合追加費用負担金の所要額の精査を行いまして、あわせて1205万6千円の減額となります。5節退職給与金となりますが退職手当組合の所要額の精査と嘱託職員の退職一時金を計上しまして、あわせて432万2千円の減額となります。次のページは給与費明細表となりますが、各費目の増減などの記載となっておりますので説明を省略させていただきます。以上、平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号の説明とさせていただきますので、ご審議をお願いいたします。

議長 質疑を行います。質疑はありませんか。11番千葉議員。

11番千葉議員 11番千葉です。69ページのただいまの説明のことについてお伺いいたします。給与、それから手当で172万6千円の減額とそれから手当で9万1千円。なのになおかつ法定福利費の1205万6千円というのはもう一度中身の説明を求めたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 法定福利費の減額になりますけれども、共済組合の負担金等になっております。共済組合への負担金につきましては昨年度、10月から標準報酬月額ということでの納付の制度になっております。それによりまして、予算を積算しているんですけども、看護師の場合ですと特殊勤務手当が普通の行政職に比べまして、多くなっております。それによりまして、最大限見積もったのと、先ほど一般会計の補正予算のところでも説明ありましたと思うんですけども、共済組合の負担金の率が下がったということで、一般会計も減額になっておりますけれども、それらをあわせましてこのような額になっております。

議長 千葉議員。

11番千葉議員 ということは法定福利費は補正前の金額というのは最大限という今言葉使ったんですけども、当初の見積りというか当初の予算計上のときにそれは全くわからなかった部分なんですか。

議長

病院事務長。

病院事務  
長

標準報酬月額算定する場合は3か月の平均給与ということになりますので、それらを考慮しまして、一応最大限のそれぞれ個人の給与月額によって、共済組合への負担金等を算定させていただいております。

議長

ほかございませんか。なければ質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第12、議案第7号平成28年度平取町国民健康保険病院特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決しました。

日程第13、報告第1号放棄した債権の報告についてを議題とします。内容について説明を求めます。アイヌ施策推進課長。

アイヌ施  
策推進課  
長

はい、それでは報告第1号放棄した債権の報告についてご説明を申し上げます。議案の70ページをお開き願います。平取町債権管理条例第14条第1項にある私債権等1件100万円以下のものに係る手続きの規定に基づき、債権を放棄しましたので、同条の第2項の議会への報告規定に基づき報告するものです。次のページをお開き願います。放棄した債権につきましては、条例第14条第1項第5号の徴収停止要件に基づく債権放棄でございます。この要件につきましては、地方自治法施行令第171条の5に規定する徴収停止の措置をとった債権について、1年経過後もなお資力の回復が困難で、履行の見込みがない債権について債権放棄するもので、1人の債務者で5件の債権、総額で87万6162円の債権放棄額となっております。以上で債権管理条例に基づく放棄した債権の報告について説明を終了させていただきます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で日程第13、報告第1号放棄した債権の報告についてを終了します。休憩します。再開は3時といたします。

(休憩 午後 2時45分)

(再開 午後 3時00分)

議長

再開します。

日程第14、報告第2号委員会審査報告について、  
日程第15、報告第3号委員会審査報告について、  
以上2件を一括して議題とします。決算審査特別委員会委員長より、平成28  
年第7回定例会認定第1号平成27年度平取町国民健康保険病院特別会計決算  
認定について、同じく認定第2号平成27年度平取町各会計決算認定について  
は、それぞれ認定すべきとの審査報告が提出されております。これから質疑を  
行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

それでは、報告第2号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は  
認定であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、報告第2号委員会審査報告については報  
告どおり認定と決定しました。

続いて報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は認定  
であります。委員長の報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第15、報告第3号委員会審査報告については報  
告どおり認定と決定しました。

日程第16、報告第4号請願審査の結果報告についてを議題とします。常任委  
員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから  
質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

日程第16、報告第4号について採決を行います。本件に対する委員長の報告  
は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第16、報告第4号請願審査の結果報告について  
は報告どおり採択と決定しました。

日程第17、報告第5号陳情審査の結果報告についてを議題とします。常任委  
員会委員長からの審査報告については、お手元の議案のとおりであります。こ  
れから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第17、報告第5号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第17、報告第5号陳情審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。

日程第18、意見書案第9号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。意見書案の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきたいと思えます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第18、意見書案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第18、意見書案第9号については原案のとおり可決しました。

日程第19、意見書案第10号大雨災害に関する意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。これも、意見書案の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第19、意見書案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第19、意見書案第10号については原案のとおり可決しました。

日程第20、意見書案第11号JR北海道への経営支援を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。これにつきましても意見書案の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第20、意見書案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第20、意見書案第11号については原案のとおり可決しました。

休憩します。これより、正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催します。委員のご出席をお願いいたします。

(休憩 午後 3時17分)

(再開 午後 3時20分)

議長

再開します。

日程第21、意見書案第12号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。これも意見書案の朗読をもちまして説明に代えさせていただきます。

(意見書案の朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第21、意見書案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第21、意見書案第12号については原案のとおり

り可決しました。

日程第22、意見書案第13号70歳以上の高額療養費の見直しに当たり現行制度の継続を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番四戸議員。

8番  
四戸議員

8番四戸です。これも意見書案の朗読をもちまして、説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。日程第22、意見書案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第22、意見書案第13号については原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第14号JR北海道・JR四国・JR貨物に係る税制特例の恒久化等を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第14号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1、意見書案第14号について、提出議員からの説明を求めます。

10番貝澤議員。

10番  
貝澤議員

10番貝澤です。意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは、採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第1、意見書案第14号について原案のとおり可決しました。

お諮りします。意見書案第15号所得税法第56条の廃止を求める意見書案の提出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、意見書案第15号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、意見書案第15号について、提出議員からの説明を求めます。

10番貝澤議員。

10番  
貝澤議員

10番貝澤です。同じく意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

議長

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、追加日程第2、意見書案第15号について、原案のとおり可決しました。

なお、ただいま可決されました意見書案7件について、平取町議会会議規則第44条に基づき、誤字脱字等があった場合の字句の整理を議長へ一任させていただくことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査等の申し出についてを日程に追加し、追加日程第3として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第3、承認第1号閉会中の継続審査等の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長から、それぞれの委員会において、所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。

以上で議案の審議が終了しました。本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案 7 件で原案可決 7 件。報告 5 件で報告 1 件、認定 2 件、採択 2 件。意見書案 7 件で原案可決 7 件。承認 1 件で決定 1 件。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。従って、会議規則第 6 条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成 28 年第 9 回平取町議会定例会を閉会します。ご苦労さんでございました。閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

(議長、町長よりあいさつ)

(閉 会 午後 3 時 4 3 分)